

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成24年12月10日

【発行者名】 ピムコジャパンリミテッド

【代表者の役職氏名】 日本における代表者 高野 真

【本店の所在の場所】 英領ヴァージン諸島、トートラ、ロードタウン、ピー・
オー・ボックス800、フォリオ・チェンバーズ
（東京支店）
東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
虎ノ門タワーズオフィス

【事務連絡者氏名】 小松 充明

【電話番号】 03-5777-8150

【届出の対象とした募集内国投資信託受 益証券に係るファンドの名称】 ピムコ変動利付日本国債ファンド クラス

【届出の対象とした募集内国投資信託受 益証券の金額】 継続募集額 上限 5,000億円

【縦覧に供する場所】 該当事項ありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ピムコ変動利付日本国債ファンド クラス （以下「ファンド」といいます）。
ただし、愛称として「Jフローター」という名称を用いることがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるピムコジャパンリミテッドは、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(3)【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

基準価額はピムコジャパンリミテッド（以下「委託会社」といいます。）の営業日において日々算出され、委託会社および委託会社の指定する証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下「販売会社」といいます。）等で入手することができます。

直近の基準価額につきましては、販売会社にお問い合わせ頂くか、委託会社のホームページをご覧ください。

ピムコジャパンリミテッド

ホームページアドレス <http://japan.pimco.com/>

電話番号 03-5777-8150

（9:00-17:00 土、日、祝日は除く）

(5)【申込手数料】

申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額がかかります。

申込手数料率は、1.575%（税抜 1.5%）を上限として、各取扱販売会社が定めるものとします。

具体的な申込手数料につきましては、販売会社または前記の連絡先にお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

一般口：（新規申込時）5,000万口以上1口単位（追加申込時）1万口以上1口単位

累投口：（新規申込時）5,000万円以上1円単位（追加申込時）1万円以上1円単位

販売会社は受益権の申込単位をそれぞれ定めることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

平成24年12月11日から平成25年12月10日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

の日本におけるすべての本支店営業所

具体的な申込取扱場所につきましては、販売会社または前記「(4) 発行（売出）価格」に記載の連絡先にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

・取得申込者は、お申込金額を販売会社が指定する期日までにお支払いください。お申込金額には利息は付与されません。

・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、追加設定を行う日に販売会社より委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

お申込金額はお申込みの販売会社にお支払いください。販売会社については、前記「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

申込みの方法

受益権の取得申込みに際しては、販売会社の営業時間内において、販売会社所定の方法でお申込みください。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

申込不可日

取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、販売会社は、受益権の取得の申込みに応じないものとします。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載

の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

この投資信託はファンド・オブ・ファンズであり、外国投資信託の受益証券に投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

「ファンド・オブ・ファンズ」とは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、「投資信託証券への投資を目的とするもの」として分類されるファンドをいいます。

当ファンドの商品分類および属性区分は社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類表（網掛け表示部分）の定義について >

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本含む)		
一般				
大型株	年2回			
中小型株		日本		
	年4回			
債券		北米	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
一般	年6回			
公債	(隔月)	欧州		
社債				

その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信		中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(債券(一般)))	その他 ()	アフリカ		
資産複合 ()		中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< 属性区分表（網掛け表示部分）の定義について >

その他資産 (投資信託証券 (債券(一般)))	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものを用います。）を通じて主として債券に投資する旨の記載があるものをいいます。
年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル (日本含む)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含む）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズを用います。
為替ヘッジあり (フルヘッジ)	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) なお、上記は当ファンドに該当する商品分類および属性区分について記載したものです。上記以外の商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）で閲覧が可能です。

ファンドの特色

- 1) 主に変動利付日本国債に投資をすることにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

NOMURA変動利付国債インデックスをベンチマークとします。

NOMURA変動利付国債インデックスは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、当該インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

- 2) 固定利付債と異なる特徴をもつ変動利付日本国債を活用します。
金利上昇などによる市場環境変化にも対応。
金利上昇時においても、需給、金利水準、利回り曲線の動き如何によっては、変動利付日本国債の価格が上昇しない、または下落する場合があります。
- 3) PIMCOのグローバルな債券運用力を最大限に活用し、付加価値を追求します。
複数の運用戦略を用いて、ベンチマークを上回る収益の獲得を目指します。
投資対象の外国籍の投資信託を通じて、付加価値を追求するために外貨建債券にも投資を

します。

為替は原則としてフルヘッジを行います。

ファンドはPIMCOの運用する二つの外国投資信託の受益証券に投資を行うファンド・オブ・ファンズです。したがって、ファンドの特色は投資する外国投資信託を通じたファンドの実質的な運用の特徴を示すものです。

PIMCOはパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーを意味します。

信託金の限度額

金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとします。委託会社は、受託会社と合意の上、当該信託金の限度額を変更することができます。

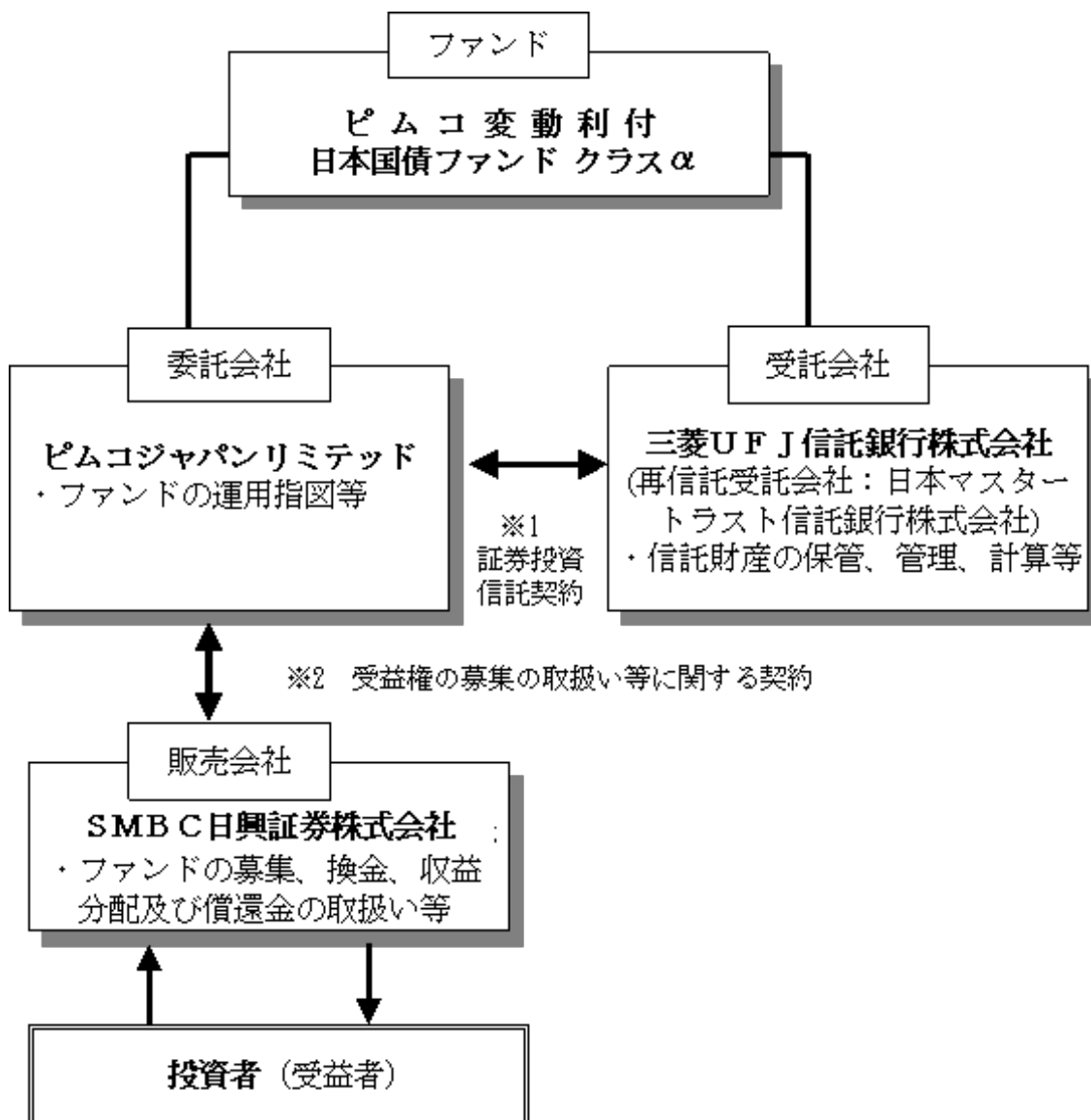
(2) 【ファンドの沿革】

平成16年7月30日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

平成19年1月 4日 保管振替制度へ移行

(3) 【ファンドの仕組み】

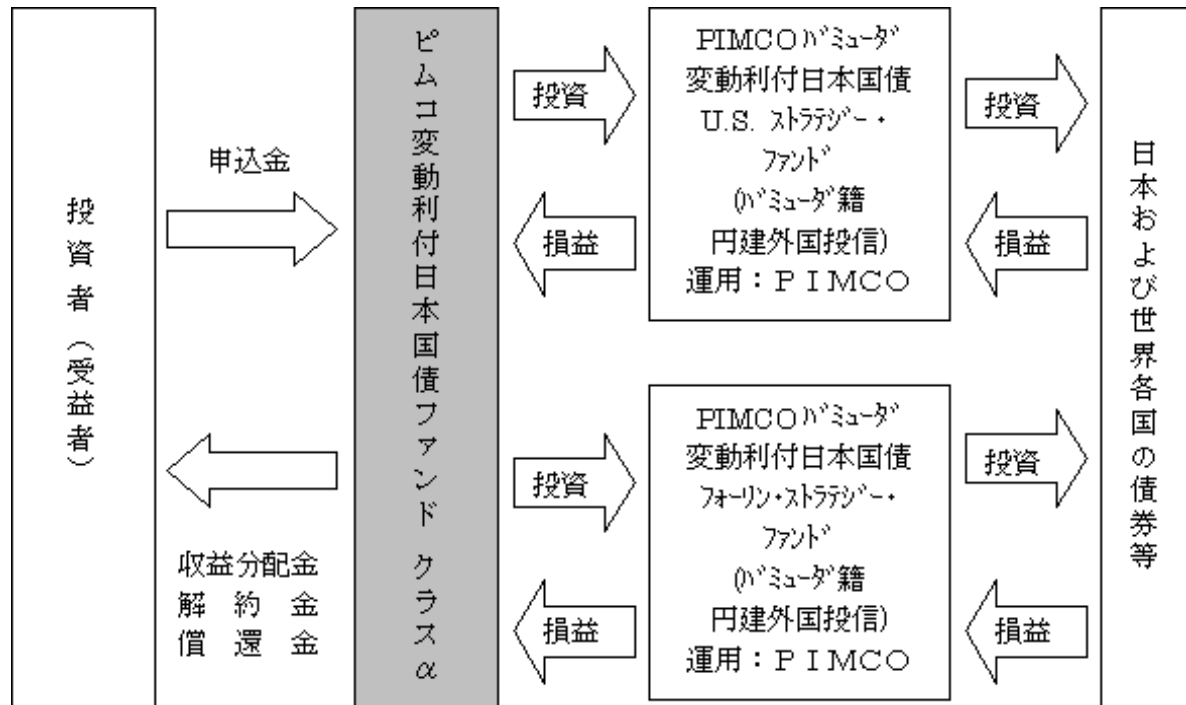
ファンドの仕組み



- 1 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。投資信託の資産運用や運営方法、委託会社と受託会社および受益者との権利義務関係、受益者の権利、募集方法等の取り決め等の内容が含まれています。
- 2 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行う受益権の募集、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付等、業務範囲の取り決め等の内容が含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

ファンドは、外国投資信託の受益証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



委託会社の概況

1) 委託会社の資本金（平成24年9月30日現在）

13,411,674.44米ドル（約10.4億円）

（注）米ドルの円貨換算は、平成24年9月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝77.60円）によります。以下同様とします。

2) 委託会社の沿革

平成 9年12月	英領ヴァージン諸島法に基づきピムコ・アドバイザーズ・ジャパン・リミテッドを設立
平成10年 1月	証券投資顧問業登録
平成10年 2月	ピムコ・アドバイザーズ・ジャパン・リミテッド東京支店を設置
平成10年 3月	ピムコ・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・リミテッドへ商号変更
平成10年 7月	ピムコ グローバル アドバイザーズ ジャパン リミテッドへ商号変更
平成11年 3月	投資一任業務認可取得
平成11年11月	ピムコジャパンリミテッドへ商号変更
平成12年 5月	証券投資信託委託業認可取得

平成19年 9月

金融商品取引業登録 関東財務局長(金商)第382号

3) 大株主の状況

(平成24年10月31日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数	所有比率
ピムコ・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー	アメリカ合衆国、デラウェア 19904、 ドーバー、スイート101、 グリーンツリー・ドライブ160	13,000,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

この投資信託は、外国投資信託の受益証券に投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

投資対象

外国投資信託の受益証券を主要投資対象とします。

投資態度

主として、変動利付日本国債を主な投資対象として元本の維持に配慮した慎重な運用を行う以下の外国投資信託の受益証券に投資を行います。

パミューダ籍円建外国投資信託

PIMCOパミューダ 変動利付日本国債 U.S. ストラテジー・ファンド

PIMCOパミューダ 変動利付日本国債 フォーリン・ストラテジー・ファンド

各外国投資信託の受益証券への投資比率は、原則として、市況動向および投資対象ファンドの収益性などを勘案して決定します。

ただし、資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

ビムコ変動利付日本国債ファンド クラスαの運用戦略

ファンドは、外国投資信託の受益証券への投資を通して、変動利付日本国債に加え、PIMCOの持つグローバルな運用戦略を最大限に活用することにより、安定した付加価値の獲得を追求します。

ビムコ変動利付日本国債ファンド クラスαの戦略

変動利付日本国債のリターン

+

PIMCOの円短期金利プラス運用の付加価値

- NOMURA変動利付国債インデックスをベンチマークとします。
- 実質的な組入れ債券の格付はBBB格以上とし、ファンドの平均格付*はA格以上とします。
- デュレーションはベンチマーク±2年とします。

……NOMURA変動利付国債インデックスとは……

NOMURA変動利付国債インデックスは、野村證券株式会社が公表する、変動利付日本国債を対象としたインデックスです。組入銘柄は、債券の残存額面が10億円以上であること、残存年数が1年以上であること等の基準を満たしたものとします。なお、新規発行債のインデックスへの組入れタイミングは、発行月の翌月となります。

野村證券株式会社が作成した「NOMURA変動利付国債インデックス」の解説資料等を基にビムコジャパンリミテッドが作成

*NOMURA変動利付国債インデックスは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、当該インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

*平均格付とは、基準日時時点で投資信託財産が保有している有価証券に係る信用格付を加重平均したものであり、当該投資信託受益証券に係る信用格付ではありません。

(2)【投資対象】

外国投資信託の受益証券を主要投資対象とします。

投資対象資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

主として、変動利付日本国債を主な投資対象として元本の維持に配慮した慎重な運用を行う以下の外国投資信託の受益証券に投資を行います。

パミュダ籍円建外国投資信託

PIMCOパミュダ 変動利付日本国債 U.S. ストラテジー・ファンド

PIMCOパミュダ 変動利付日本国債 フォーリン・ストラテジー・ファンド

各外国投資信託の受益証券への投資比率は、原則として、市況動向および投資対象ファンドの収益性などを勘案して決定します。

投資対象とする外国投資信託の概要

ファンド名	PIMCOパミュダ 変動利付日本国債 U.S. ストラテジー・ファンド	PIMCOパミュダ 変動利付日本国債 フォーリン・ストラテジー・ファンド
運用方針	元本の維持と慎重な投資運用に配慮しつつ、トータル・リターンを最大化をめざします。為替については、日本円以外の通貨建てのポジションは、原則フルヘッジします。ただし、状況により完全にフルヘッジできない場合があります。また、為替ヘッジの一部について、対象通貨以外の為替予約取引等を使って行うこともあります（いわゆるクロスヘッジ）。	元本の維持と慎重な投資運用に配慮しつつ、トータル・リターンを最大化をめざします。為替については、日本円以外の通貨建てのポジションは、原則フルヘッジします。ただし、状況により完全にフルヘッジできない場合があります。また、為替ヘッジの一部について、対象通貨以外の為替予約取引等を使って行うこともあります（いわゆるクロスヘッジ）。
主要運用対象	通常、純資産の60%以上を変動利付日本国債と米ドル建債券、およびその派生商品に投資します。円建、米ドル建以外の債券、およびその派生商品への投資も可能とします。 派生商品は、先渡し取引、オプション取引、先物取引、先物オプション取引、スワップ取引等を含みます。 投資可能な主な債券は以下のものを含みます。	通常、純資産の60%以上を変動利付日本国債と米ドル建以外の債券、およびその派生商品に投資します。米ドル建債券、およびその派生商品への投資も可能とします。 派生商品は、先渡し取引、オプション取引、先物取引、先物オプション取引、スワップ取引等を含みます。 投資可能な主な債券は以下のものを含みます。

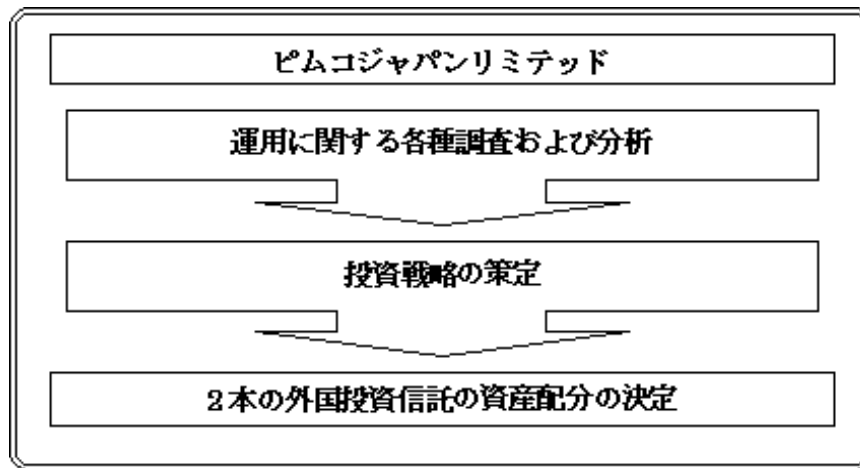
	<ul style="list-style-type: none"> ・日本または日本以外の政府、政府の部局、省庁または政府系機関の債務、および米国政府、米国政府の部局または政府系機関が発行し、または保証した債券（以上を併せて「政府債」といいます。） ・現先取引および逆現先取引 ・米国の州または地方の政府、政府の部局またはその他の政府系機関が発行した債券 ・国際機関の債券 ・日本の、または日本国籍以外の発行体が発行する社債、転換社債、およびコマーシャル・ペーパー ・モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券 ・政府および企業が発行したインフレ連動債 ・仕組債（ハイブリッド証券または「インデックス」証券、イベント連動債およびローンパーティシペーションを含む。） ・ディレード・ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ ・譲渡性銀行預金、定期預金および銀行引受手形 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本または日本以外の政府、政府の部局、省庁または政府系機関の債務、および米国政府、米国政府の部局または政府系機関が発行し、または保証した債券（以上を併せて「政府債」といいます。） ・現先取引および逆現先取引 ・米国の州または地方の政府、政府の部局またはその他の政府系機関が発行した債券 ・国際機関の債券 ・日本の、または日本国籍以外の発行体が発行する社債、転換社債、およびコマーシャル・ペーパー ・モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券 ・政府および企業が発行したインフレ連動債 ・仕組債（ハイブリッド証券または「インデックス」証券、イベント連動債およびローンパーティシペーションを含む。） ・ディレード・ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ ・譲渡性銀行預金、定期預金および銀行引受手形
投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ムーディーズ社や株式会社格付投資情報センター等著名な格付機関からの格付において、Baa3 / BBB - 格以上の投資適格債券に投資します。ファンドの平均格付はA3 / A - 格以上とします。 ・デュレーションは、NOMURA変動利付国債インデックスのデュレーションの±2年以内で変動させるものとします。 ・エマージング国の発行体の債券への投資は、本ファンドの純資産の10%まで可能とします。 ・本ファンドは、1銘柄の債券または1つの発行体の債券に純資産の10%を限度として投資することができます。ただし、政府債はこの限りではなく、政府債に制限はありません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ムーディーズ社や株式会社格付投資情報センター等著名な格付機関からの格付において、Baa3 / BBB - 格以上の投資適格債券に投資します。ファンドの平均格付はA3 / A - 格以上とします。 ・デュレーションは、NOMURA変動利付国債インデックスのデュレーションの±2年以内で変動させるものとします。 ・エマージング国の発行体の債券への投資は、本ファンドの純資産の10%まで可能とします。 ・本ファンドは、1銘柄の債券または1つの発行体の債券に純資産の10%を限度として投資することができます。ただし、政府債はこの限りではなく、政府債に制限はありません。

	<ul style="list-style-type: none"> ・本ファンドは、全体のポートフォリオ運用戦略の一環として、または債券価格の下落を相殺するために、空売りを行うことができます。ただし、本ファンドの純資産を越えないものとします。 ・借入の合計金額が本ファンドの純資産の10%を越える借入残高が生じる借入は行えないものとします。ただし、異常時または緊急時においては、一時的に10%を越えることも許容されます。ここに、借入とは、銀行からの借入をいい、したがって、逆現先契約またはダラー・ロールは、上記の10%の対象とはなりません。 ・1つの会社（投資会社を含みます。）の発行済株式総数の過半数の株式を取得しません。 ・非登録株式、非公開株式、または流動性の低い証券関連商品への投資は最大15%までとします。仮に、本ファンドが私募株式、非登録株式またはその他の流動性の乏しい投資対象に投資する場合には、それらの証券を公正に評価します。 ・管理会社による本ファンドの受益権者の保護に反し、または、本ファンドの財産の適正な運用を損なう取引、例えば、管理会社の利益または受益権者以外の第三者の利益のために管理会社によってなされる取引は禁止されます。 ・本ファンドは、少なくとも純資産の50%を日本の金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に定める「有価証券」の定義に該当する有価証券（企業または政府の債務証券、コマーシャル・ペーパー、株式など）ならびに有価証券等に関する派生商品に投資します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本ファンドは、全体のポートフォリオ運用戦略の一環として、または債券価格の下落を相殺するために、空売りを行うことができます。ただし、本ファンドの純資産を越えないものとします。 ・借入の合計金額が本ファンドの純資産の10%を越える借入残高が生じる借入は行えないものとします。ただし、異常時または緊急時においては、一時的に10%を越えることも許容されます。ここに、借入とは、銀行からの借入をいい、したがって、逆現先契約またはダラー・ロールは、上記の10%の対象とはなりません。 ・1つの会社（投資会社を含みます。）の発行済株式総数の過半数の株式を取得しません。 ・非登録株式、非公開株式、または流動性の低い証券関連商品への投資は最大15%までとします。仮に、本ファンドが私募株式、非登録株式またはその他の流動性の乏しい投資対象に投資する場合には、それらの証券を公正に評価します。 ・管理会社による本ファンドの受益権者の保護に反し、または、本ファンドの財産の適正な運用を損なう取引、例えば、管理会社の利益または受益権者以外の第三者の利益のために管理会社によってなされる取引は禁止されます。 ・本ファンドは、少なくとも純資産の50%を日本の金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に定める「有価証券」の定義に該当する有価証券（企業または政府の債務証券、コマーシャル・ペーパー、株式など）ならびに有価証券等に関する派生商品に投資します。
決算日	原則として毎年10月31日	
分配方針	四半期毎に、運用収益から分配を行う方針です。	
投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー	

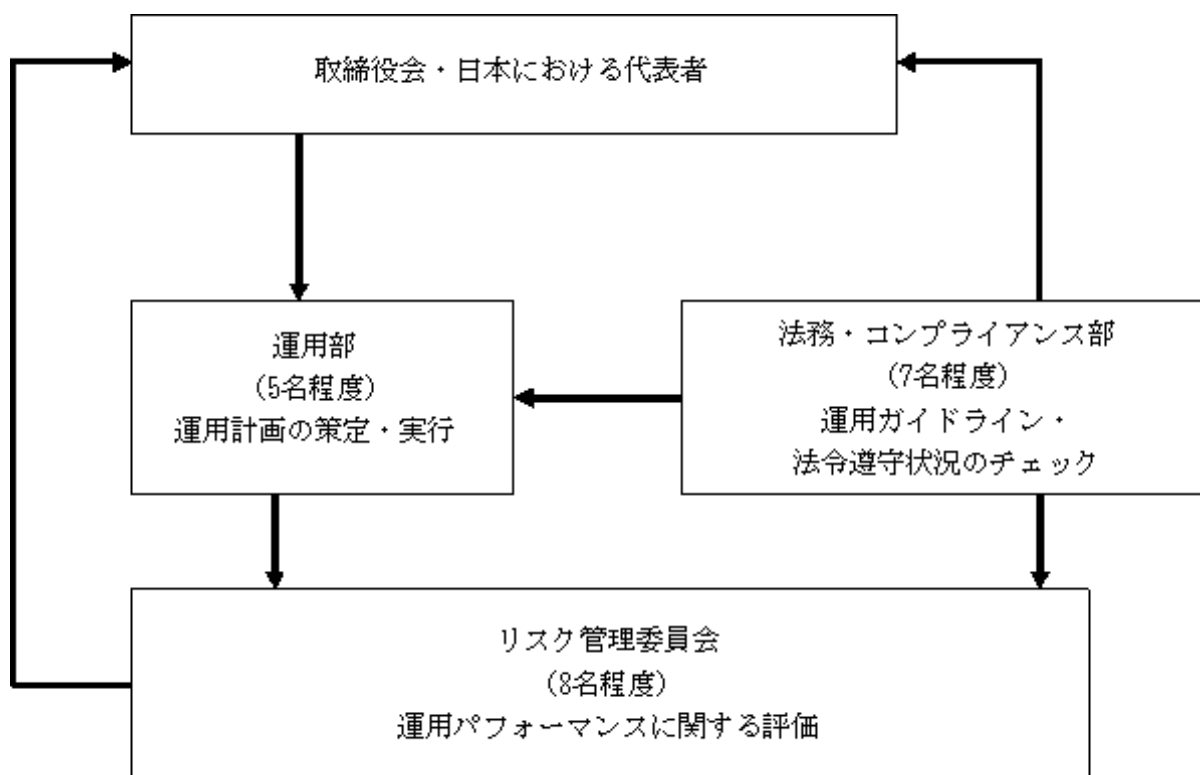
(3) 【運用体制】

ファンドの運用は、ピムコジャパンリミテッドの運用部が中心となり、運用に関する各種調査および分析、投資戦略の策定のプロセスを通じて、2本の外国投資信託の資産配分の決定を行います。ピムコジャパンリミテッドは、PIMCOグループの日本における拠点です。

投資対象の2本の外国投資信託（PIMCOバミューダ 変動利付日本国債 U.S. ストラテジー・ファンド、PIMCOバミューダ 変動利付日本国債 フォーリン・ストラテジー・ファンド）は、PIMCOが運用します。



委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織等は以下のとおりです。



運用に関する主な社内規定は以下のとおりです。

内部者取引未然防止規程
最良執行規程

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。また、受託会社等につき、外部監査法人による内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受領しております。

上記運用体制は平成24年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

ファンドは、毎決算時に、原則として次の方針により分配を行います。

分配対象額の範囲

利益金額から諸経費、信託報酬および信託報酬等に係る消費税等を控除した金額とします。

分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

(5) 【投資制限】

投資対象とする外国投資信託の受益証券、短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債および農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。

投資対象とする外国投資信託の受益証券への投資割合に制限を設けません。

有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。

外貨建資産への直接投資は行いません。

3 【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの運用による損益は、すべて投資者の皆様には帰属します。ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、主に外国投資信託の受益証券に投資を行い、投資対象とする外国投資信託は主に円建または外貨建の公社債等に投資します。組入債券は、金利の変動や債券発行者の経営・財務状況の変化等で値動きし、為替相場の影響も受けるため、ファンドの基準価額も変動します。また、低格付債券については、上位に格付された債券に比べ、利払い・元本返済の不履行または遅延等のいわゆるデフォルト・リスクが高くなります。

ファンドは、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、銀行などの登録金融機関は、投資者保護基金に加入しておりません。ファンドの受益権の取得申込者は、ファンドの投資目的およびリスク要因を十分に認識することが求められます。

投資対象とする外国投資信託の主なリスクは以下のとおりです。したがって、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

変動利付日本国債の価格変動リスク

外国投資信託が主な投資対象とする変動利付日本国債は、一般に、長期金利の上昇時は価格が上昇し、長期金利の低下時には価格が下落する傾向があります。加えて、利回り曲線の長短金利差

の拡大時には価格が上昇し、長短金利差の縮小時には価格が下落する傾向があります。

流動性リスク

公社債など有価証券には、市場規模や取引量が少ないために組入れ銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できない等のリスクがあります。

信用リスク

公社債の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合または予想される場合、公社債等の価格が下落するリスクがあります（価格がゼロになることもあります。）。

為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該通貨に対して円高になった場合には、基準価額が下がる要因となります。ファンドが組入れを行う外国投資信託では、外貨建債券の為替リスクは原則フルヘッジを行います。

公社債の価格変動リスク

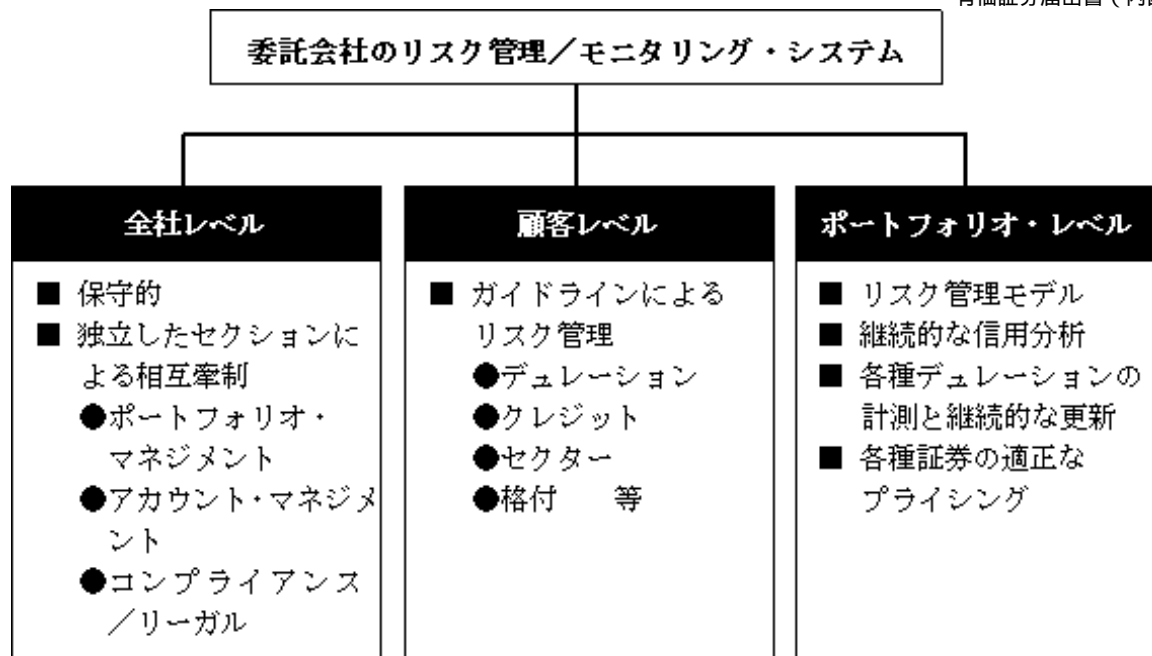
安定した付加価値の獲得を追求するため、外国投資信託はその他国内外の債券にも投資を行います。これらの債券は一般的に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落するなど、金利変動により債券価格が変動するリスクがあります。その価格変動は残存期間、発行の条件等によりばらつきがあります。

デリバティブに関するリスク

デリバティブは、流動性リスク、金利リスク、市場リスク、信用リスク、経営リスク等といった多数のリスクにさらされます。デリバティブにはまた、価格設定ミス・不適切な評価のリスクおよびデリバティブの価値の変動が原資産、レートまたはインデックスと完全には連動しないというリスクも伴います。デリバティブ商品に投資する場合、ファンドおよび投資対象とする外国投資信託は、投資した元本以上の損失を被る可能性があります。

(2) 投資リスクに対する委託会社の管理体制について

実効性のあるリスク管理を行うため、委託会社では全ての取引およびポートフォリオについて、ポートフォリオ・マネジメント（主として運用部）、アカウント・マネジメント（主としてアカウント・マネージメント部）、コンプライアンス/リーガル（主として法務・コンプライアンス部）の独立した3部門が互いに牽制しあう形でモニターする体制を採っています。



4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料には、消費税等に相当する金額がかかります。

申込手数料率は、1.575%（税抜 1.5%）を上限として、各取扱販売会社が定めるものとします。具体的な申込手数料につきましては、販売会社にお問い合わせ頂くか、委託会社のホームページをご覧ください。

ピムコジャパンリミテッド

ホームページアドレス <http://japan.pimco.com/>

電話番号 03-5777-8150

（9:00-17:00 土、日、祝日は除く）

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

(3) 【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に定めた率を乗じて得た額とします。

直近3回の新発10年固定利付日本国債の利率の平均により、以下の通りとします。

利率の平均	総報酬	委託会社	販売会社	受託会社
2.5%以下の場合	0.6825% (税抜0.65%)	0.37275% (税抜0.355%)	0.2835% (税抜0.27%)	0.02625% (税抜0.025%)
2.5%超 3.5%以下の場合	0.7875% (税抜0.75%)	0.42525% (税抜0.405%)	0.336% (税抜0.32%)	0.02625% (税抜0.025%)
3.5%超の場合	0.8925% (税抜0.85%)	0.47775% (税抜0.455%)	0.3885% (税抜0.37%)	0.02625% (税抜0.025%)

前記 に規定する信託報酬の率は、毎月末に見直し、翌月の第一営業日に変更するものとします。

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産の財務諸表の監査に要する費用、ならびに当該費用に係る消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、監査費用を除く当該費用については、運用状況などに応じて変動するため、具体的な金額および計算方法を示すことができません。監査に要する費用は、ファンド全体で年間約105万円（税抜 100万円）とします。信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用に係る消費税等相当額は、毎計算期末に支弁します。

ファンドが投資対象とする外国投資信託については、信託報酬はかかりません。ただし、ファンドが投資対象とする外国投資信託における売買にかかる売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額がかかります。

当該手数料の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

個人受益者および内国法人である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。個人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金を受け取る時

平成24年12月31日まで	
収益分配金	普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収（申告不要）となります。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。
解約金・償還金	解約時および償還時の譲渡益については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税となります。この場合、源泉徴収ありの特定口座については、原則として申告不要です。なお、解約時および償還時に損失が生じた場合は、確定申告等により、上場株式等の譲渡益および配当所得（配当金や収益分配金等）との間の損益通算が可能です。
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	
収益分配金	普通分配金については、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収（申告不要）となります。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。
解約金・償還金	解約時および償還時の譲渡益については、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による申告分離課税となります。この場合、源泉徴収ありの特定口座については、原則として申告不要です。なお、解約時および償還時に損失が生じた場合は、確定申告等により、上場株式等の譲渡益および配当所得（配当金や収益分配金等）との間の損益通算が可能です。
平成26年1月1日から	
収益分配金	普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（申告不要）となります。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。
解約金・償還金	解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税となります。この場合、源泉徴収ありの特定口座については、原則として申告不要です。なお、解約時および償還時に損失が生じた場合は、確定申告等により、上場株式等の譲渡益および配当所得（配当金や収益分配金等）との間の損益通算が可能です。

確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用なし）または申告分離課税を選択することもできます。

2) 買取請求の取扱い

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金を受け取る時

平成24年12月31日まで	
収益分配金	普通分配金については、7%（所得税のみ）の税率による源泉徴収となります。 元本払戻金（特別分配金）は課税されません。
解約金・償還金	解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）の税率による源泉徴収となります。
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	
収益分配金	普通分配金については、7.147%（所得税のみ）の税率による源泉徴収となります。 元本払戻金（特別分配金）は課税されません。
解約金・償還金	解約時および償還時の個別元本超過額については、7.147%（所得税のみ）の税率による源泉徴収となります。
平成26年1月1日から	
収益分配金	普通分配金については、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収となります。 元本払戻金（特別分配金）は課税されません。
解約金・償還金	解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収となります。

2) 益金不算入制度

当ファンドには、益金不算入制度の適用はありません。

個別元本について

- 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合等により把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
- 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

個別元本超過額について

- 償還金・解約金を受け取る場合、1口当たりの課税前の受取金額（解約金については、信託財産留保額がある場合は、信託財産留保額を差し引いた額）が前記の1口当たりの個別元本を上回る金額をいいます。
- この個別元本超過額が所得税および地方税の課税の対象となります。

普通分配金と特別分配金について

- 収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。
- 受益者が収益分配金を受け取る際
 - 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した金額が普通分配金となります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

ファンドの会計上・税務上の取扱いについては、あらかじめ会計士・税理士にご確認ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成24年9月28日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	パミューダ	5,239,236,114	100.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	149,320	0.00
合計（純資産総額）	-	5,239,385,434	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成24年9月28日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量 (口)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
パミューダ	投資信託 受益証券	PIMCOパミューダ 変動利付日本国債 U.S.ストラテジー・ ファンド	212,093	9,831	2,085,086,283	9,846	2,088,267,678	39.86
パミューダ	投資信託 受益証券	PIMCOパミューダ 変動利付日本国債 フォーリン・ストラ テジー・ファンド	317,702	9,908	3,147,791,416	9,918	3,150,968,436	60.14

種類別投資比率(平成24年9月28日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	100.00
合計	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】(平成24年9月28日現在)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】(平成24年9月28日現在)

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成24年9月28日および同日1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
第1期	(平成17年 3月10日)	16,267	16,323	1.0031	1.0066
第2期	(平成17年 9月12日)	21,237	21,297	0.9920	0.9948
第3期	(平成18年 3月10日)	16,308	16,350	0.9486	0.9510
第4期	(平成18年 9月11日)	12,245	12,298	0.9435	0.9476
第5期	(平成19年 3月12日)	11,342	11,401	0.9309	0.9357

第6期	(平成19年 9月10日)	10,528	10,579	0.9225	0.9270
第7期	(平成20年 3月10日)	10,116	10,164	0.9289	0.9333
第8期	(平成20年 9月10日)	9,493	9,532	0.8785	0.8821
第9期	(平成21年 3月10日)	8,653	8,687	0.8382	0.8415
第10期	(平成21年 9月10日)	9,005	9,033	0.9056	0.9084
第11期	(平成22年 3月10日)	8,466	8,493	0.9291	0.9320
第12期	(平成22年 9月10日)	7,362	7,382	0.9390	0.9416
第13期	(平成23年 3月10日)	7,138	7,150	0.9445	0.9461
第14期	(平成23年 9月12日)	6,225	6,238	0.9491	0.9511
第15期	(平成24年 3月12日)	5,505	5,512	0.9526	0.9539
第16期	(平成24年 9月10日)	5,381	5,385	0.9637	0.9645
	平成23年 9月末日	6,183	-	0.9410	-
	平成23年10月末日	6,214	-	0.9457	-
	平成23年11月末日	5,768	-	0.9407	-
	平成23年12月末日	5,783	-	0.9431	-
	平成24年 1月末日	5,830	-	0.9507	-
	平成24年 2月末日	5,506	-	0.9528	-
	平成24年 3月末日	5,510	-	0.9524	-
	平成24年 4月末日	5,529	-	0.9556	-
	平成24年 5月末日	5,549	-	0.9592	-
	平成24年 6月末日	5,562	-	0.9615	-
	平成24年 7月末日	5,378	-	0.9632	-
	平成24年 8月末日	5,385	-	0.9645	-
	平成24年 9月末日	5,239	-	0.9645	-

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金 (円)
第1期	自 平成16年7月30日 至 平成17年3月10日	0.0035
第2期	自 平成17年3月11日 至 平成17年9月12日	0.0028
第3期	自 平成17年9月13日 至 平成18年3月10日	0.0024
第4期	自 平成18年3月11日 至 平成18年9月11日	0.0041
第5期	自 平成18年9月12日 至 平成19年3月12日	0.0048
第6期	自 平成19年3月13日 至 平成19年9月10日	0.0045
第7期	自 平成19年9月11日 至 平成20年3月10日	0.0044
第8期	自 平成20年3月11日 至 平成20年9月10日	0.0036

第9期	自 平成20年9月11日 至 平成21年3月10日	0.0033
第10期	自 平成21年3月11日 至 平成21年9月10日	0.0028
第11期	自 平成21年9月11日 至 平成22年3月10日	0.0029
第12期	自 平成22年3月11日 至 平成22年9月10日	0.0026
第13期	自 平成22年9月11日 至 平成23年3月10日	0.0016
第14期	自 平成23年3月11日 至 平成23年9月12日	0.0020
第15期	自 平成23年9月13日 至 平成24年3月12日	0.0013
第16期	自 平成24年3月13日 至 平成24年9月10日	0.0008

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1期	自 平成16年7月30日 至 平成17年3月10日	0.7
第2期	自 平成17年3月11日 至 平成17年9月12日	0.8
第3期	自 平成17年9月13日 至 平成18年3月10日	4.1
第4期	自 平成18年3月11日 至 平成18年9月11日	0.1
第5期	自 平成18年9月12日 至 平成19年3月12日	0.8
第6期	自 平成19年3月13日 至 平成19年9月10日	0.4
第7期	自 平成19年9月11日 至 平成20年3月10日	1.2
第8期	自 平成20年3月11日 至 平成20年9月10日	5.0
第9期	自 平成20年9月11日 至 平成21年3月10日	4.2
第10期	自 平成21年3月11日 至 平成21年9月10日	8.4
第11期	自 平成21年9月11日 至 平成22年3月10日	2.9
第12期	自 平成22年3月11日 至 平成22年9月10日	1.3
第13期	自 平成22年9月11日 至 平成23年3月10日	0.8
第14期	自 平成23年3月11日 至 平成23年9月12日	0.7

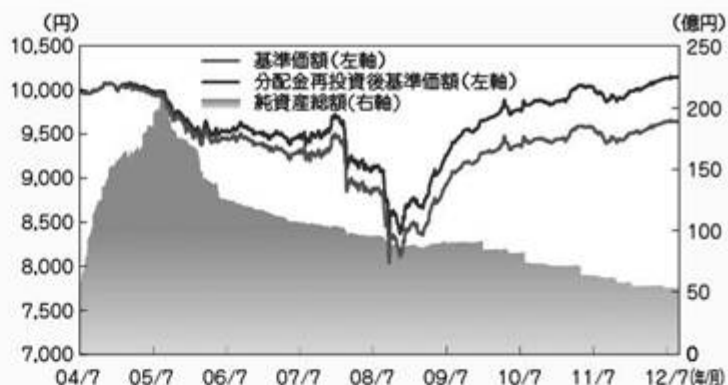
第15期	自 平成23年9月13日 至 平成24年3月12日	0.5
第16期	自 平成24年3月13日 至 平成24年9月10日	1.2

(参考情報)

2012年 9月28日現在

基準価額・純資産の推移

基準価額	9,645円
純資産総額	52.39億円



・分配金再投資後基準価額は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。

分配の推移（税引前、1万口あたり）

2009年9月	2010年3月	2010年9月	2011年3月	2011年9月	2012年3月	2012年9月	設定以来累計
28円	29円	26円	16円	20円	13円	8円	474円

主要な資産の状況

■ファンドの一般的特性

平均利率(%)*	1.5
平均直接利回り(%)*	1.5
平均デュレーション(年)	1.6
平均格付**	AA

* ポートフォリオの保有債券について加重平均したもので、為替ヘッジコスト等は考慮されておりません。従ってファンドのトータルリターンを示唆するものではありません。

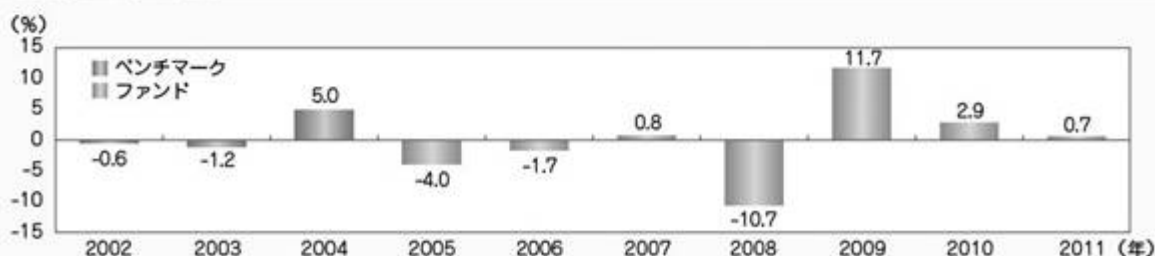
** 短期資産同等資産は除外して計算しております。平均格付とは、基準日時点で投資信託財産が保有している有価証券に係る信用格付を加重平均したものであり、当該投資信託受益証券に係る信用格付ではありません。

*** 投資対象とする外国投資信託の組入銘柄です。

■変動利付日本国債組入上位 10 銘柄***

	保有銘柄	クーポン(%)	時価構成比(%)
1	変動利付日本国債 45回債	0.41	16.4
2	変動利付日本国債 24回債	0.24	14.5
3	変動利付日本国債 29回債	0.00	13.2
4	変動利付日本国債 36回債	0.00	11.2
5	変動利付日本国債 11回債	0.00	10.6
6	変動利付日本国債 19回債	0.00	10.1
7	変動利付日本国債 48回債	0.66	9.4
8	変動利付日本国債 37回債	0.11	8.4
9	変動利付日本国債 33回債	0.00	4.9
10	変動利付日本国債 10回債	0.00	3.4

年間収益率の推移



・ベンチマークは、NOMURA変動利付国債インデックス。

・ファンドの年間収益率は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第1期	自 平成16年7月30日 至 平成17年3月10日	17,618,984,655 (0)	1,402,415,940 (0)	16,216,568,715 (0)

第2期	自 平成17年3月11日 至 平成17年9月12日	8,024,771,266 (0)	2,831,316,024 (0)	21,410,023,957 (0)
第3期	自 平成17年9月13日 至 平成18年3月10日	1,302,328,035 (0)	5,519,175,845 (0)	17,193,176,147 (0)
第4期	自 平成18年3月11日 至 平成18年9月11日	210,267,150 (0)	4,425,304,357 (0)	12,978,138,940 (0)
第5期	自 平成18年9月12日 至 平成19年3月12日	43,139,147 (0)	837,157,227 (0)	12,184,120,860 (0)
第6期	自 平成19年3月13日 至 平成19年9月10日	48,197,320 (0)	819,648,097 (0)	11,412,670,083 (0)
第7期	自 平成19年9月11日 至 平成20年3月10日	43,732,674 (0)	565,640,148 (0)	10,890,762,609 (0)
第8期	自 平成20年3月11日 至 平成20年9月10日	40,907,127 (0)	124,394,194 (0)	10,807,275,542 (0)
第9期	自 平成20年9月11日 至 平成21年3月10日	35,093,412 (0)	517,684,883 (0)	10,324,684,071 (0)
第10期	自 平成21年3月11日 至 平成21年9月10日	32,101,010 (0)	411,576,048 (0)	9,945,209,033 (0)
第11期	自 平成21年9月11日 至 平成22年3月10日	24,654,585 (0)	856,654,594 (0)	9,113,209,024 (0)
第12期	自 平成22年3月11日 至 平成22年9月10日	22,131,570 (0)	1,294,913,475 (0)	7,840,427,119 (0)
第13期	自 平成22年9月11日 至 平成23年3月10日	18,648,494 (0)	301,474,848 (0)	7,557,600,765 (0)
第14期	自 平成23年3月11日 至 平成23年9月12日	11,099,457 (0)	1,009,502,719 (0)	6,559,197,503 (0)
第15期	自 平成23年9月13日 至 平成24年3月12日	11,919,543 (0)	792,029,995 (0)	5,779,087,051 (0)
第16期	自 平成24年3月13日 至 平成24年9月10日	6,683,496 (0)	201,371,213 (0)	5,584,399,334 (0)

(注1) ()内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。

(注2) 設定口数には、当初募集期間の数字を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

1) お申込みの受付場所

ファンドの取得のお申込みは、販売会社の本支店営業所等において取り扱います。

2) 申込単位

一般口	(新規申込時) 5,000万口以上1口単位 (追加申込時) 1万口以上1口単位
累投口	(新規申込時) 5,000万円以上1円単位 (追加申込時) 1万円以上1円単位

販売会社は受益権の申込単位をそれぞれ定めることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

3) 申込受付日、不可日および受付時間

- ・ ニューヨーク証券取引所の休業日を除く毎日、お申込みが可能です。
- ・ 原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- ・ 金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付中止および既に受け付けたお申込みの取消しを行うことがあります。
- ・ 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

4) 申込価額

お申込日の翌営業日の基準価額

なお、お申込金額には、1.575%（税抜 1.5%）を上限として、各取扱販売会社が定める手数料および手数料にかかる消費税等が加算されます。

2【換金（解約）手続等】

1) 換金請求の受付場所

ファンドの換金のお申込みは、販売会社の本支店営業所等において取り扱います。

2) 換金単位

1口単位をもって換金を請求することができます。

3) 換金請求の受付日および受付時間

- ・ ニューヨーク証券取引所の休業日を除く毎日、換金のお申込みが可能です。
- ・ ただし、換金のお申込日から解約金の支払開始日までの期間中（換金の請求日および解約金の支払開始日を除く）の全ての日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合には換金のお申込みをお受けできません。
- ・ 原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分と

します。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

- ・ 金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金請求の受付中止および既に受け付けた請求の取消しを行うことがあります。
- ・ 換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

4) 解約価額

換金のお申込日の翌営業日の基準価額

なお、ご解約の際、換金（解約）手数料はかかりません。

5) 換金の制限について

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の計算方法

信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額を基準価額とします。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

基準価額の算出

基準価額は原則として委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額の照会方法等

直近の基準価額につきましては、販売会社にお問い合わせ頂くか、委託会社のホームページをご覧ください。

ピムコジャパンリミテッド

ホームページアドレス <http://japan.pimco.com/>

電話番号 03-5777-8150

（9:00-17:00 土、日、祝日は除く）

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします（平成16年7月30日設定）。

(4)【計算期間】

毎年3月11日から9月10日および9月11日から翌年3月10日までとすることを原則とします。

各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託の終了

- (a) 委託会社は、信託期間中に、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむをえない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。
- (b) 委託会社は、前記(a)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (c) 前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (d) 前記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前記(a)の信託契約の解約を行いません。
- (e) 委託会社は、信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (f) 前記(c)から(e)の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記(c)の一定の期間が一月を下らずその公告および書面の交付を行うことが困難な場合は、適用しないものとします。
- (g) 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (h) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記 (d)に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (i) 受託会社が、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した後、または委託会社または受益者の請求にもとづき裁判所が受託会社を解任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

収益分配金、一部解約金ならびに償還金の支払日および時効

- (a) 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に販売会社において支払います。
なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。また、「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- (b) 一部解約金は、一部解約の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から支払います。
- (c) 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受

益権については原則として取得申込者とします。)に販売会社において支払います。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

- (d) 受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は、委託会社に帰属します。

運用報告書

委託会社は、年2回（3月および9月の計算期間終了日後）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、知れている受益者に、販売会社を通じて交付します。

信託約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときは、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとし、
- (b) 委託会社は、前記(a)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (c) 前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (d) 前記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前記(a)の信託約款の変更を行いません。
- (e) 委託会社は、前記(d)の規定により信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

反対者の買取請求権

前記の信託の終了または前記の信託約款の変更を行う場合において、前記(c)または前記(c)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結する受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、契約締結日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社、販売会社のいずれからも何等の意思表示のないときは、原則として自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金受領権

- 1) 受益者は、ファンドの収益分配金を、持分に応じて受領する権利を有します。
- 2) 受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は、委託会社に帰属します。

償還金受領権

- 1) 受益者は、ファンドの償還金を、持分に応じて受領する権利を有します。
- 2) 受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は、委託会社に帰属します。

解約請求権

受益者は、受益権の解約を販売会社を通じて、委託会社に請求することができます。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期計算期間（平成24年3月13日より平成24年9月10日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ピムコ変動利付日本国債ファンド クラス

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第15期 (平成24年3月12日現在)	第16期 (平成24年9月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	29,291,553	25,074,675
投資信託受益証券	5,504,041,955	5,380,105,271
未収利息	40	34
流動資産合計	5,533,333,548	5,405,179,980
資産合計		
	5,533,333,548	5,405,179,980
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	7,512,813	4,467,519
未払受託者報酬	771,449	718,571
未払委託者報酬	19,286,319	17,964,092
その他未払費用	525,000	525,000
流動負債合計	28,095,581	23,675,182
負債合計		
	28,095,581	23,675,182
純資産の部		
元本等		
元本	5,779,087,051	5,584,399,334
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	273,849,084	202,894,536
（分配準備積立金）	9,967,752	8,698,970
元本等合計	5,505,237,967	5,381,504,798
純資産合計		
	5,505,237,967	5,381,504,798
負債純資産合計		
	5,533,333,548	5,405,179,980

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第15期 自 平成23年9月13日 至 平成24年3月12日	第16期 自 平成24年3月13日 至 平成24年9月10日
営業収益		
受取配当金	-	4,572,680
受取利息	1,618	602
有価証券売買等損益	45,404,028	82,862,099
営業収益合計	45,405,646	87,435,381
営業費用		
受託者報酬	771,449	718,571
委託者報酬	19,286,319	17,964,092
その他費用	525,000	525,000
営業費用合計	20,582,768	19,207,663
営業利益又は営業損失（ ）	24,822,878	68,227,718
経常利益又は経常損失（ ）	24,822,878	68,227,718
当期純利益又は当期純損失（ ）	24,822,878	68,227,718
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	2,880,752	2,031,396
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	333,730,876	273,849,084
剰余金増加額又は欠損金減少額	40,297,680	9,542,543
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	40,297,680	9,542,543
剰余金減少額又は欠損金増加額	606,705	316,798
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	606,705	316,798
分配金	7,512,813	4,467,519
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	273,849,084	202,894,536

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、当該投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他	当該財務諸表の計算期間は前期末が休日のため、平成24年3月13日から平成24年9月10日までとなります。

(貸借対照表に関する注記)

期別 項目	第15期 (平成24年3月12日現在)	第16期 (平成24年9月10日現在)
1. 期首元本額	6,559,197,503円	5,779,087,051円
期中追加設定元本額	11,919,543円	6,683,496円
期中一部解約元本額	792,029,995円	201,371,213円
2. 計算期間末日における 受益権の総数	5,779,087,051口	5,584,399,334口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は273,849,084円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は202,894,536円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第15期 自平成23年9月13日 至平成24年3月12日	第16期 自平成24年3月13日 至平成24年9月10日
分配金の計算 過程	計算期間末における一部解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,618円)、一部解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,947,932円)及び分配準備積立金(17,478,947円)より分配対象収益は20,428,497円(1万口当たり35円)であり、うち7,512,813円(1万口当たり13円)を分配金額としております。	計算期間末における一部解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,545,672円)、一部解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,859,744円)及び分配準備積立金(9,620,817円)より分配対象収益は16,026,233円(1万口当たり28円)であり、うち4,467,519円(1万口当たり8円)を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	当財務諸表対象期間
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。

2. 金融商品の内容及びそのリスク	<p>当ファンドが保有する主な金融商品は投資信託受益証券であり、売買目的で保有しております。投資対象とする金融商品の主なリスクは以下のとおりです。</p> <p>変動利付日本国債の価格変動リスク 流動性リスク 信用リスク 為替変動リスク 公社債の価格変動リスク デリバティブに関するリスク</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>実効性のあるリスク管理を行うため、委託会社では全ての取引およびポートフォリオについて、ポートフォリオ・マネジメント（主として運用部）、アカウント・マネジメント（主としてアカウント・マネージメント部）、コンプライアンス/リーガル（主として法務・コンプライアンス部）の独立した3部門が互いに牽制しあう形でモニターする体制を採っています。</p>

金融商品の時価等に関する事項

	各計算期間末
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	<p>貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているためその差額はありませ</p> <p>ん。</p>
2. 時価の算定方法	<p>有価証券 「(3)注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等）については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第15期 (平成24年3月12日現在)	第16期 (平成24年9月10日現在)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	46,531,319	80,061,553
合計	46,531,319	80,061,553

（デリバティブ取引に関する注記）

該当する事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当する事項はありません。

(1口当たり情報)

第15期(平成24年3月12日現在)	第16期(平成24年9月10日現在)
1口当たり純資産額0.9526円 (1万口当たり純資産額9,526円)	1口当たり純資産額0.9637円 (1万口当たり純資産額9,637円)

(重要な後発事象に関する注記)

該当する事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当する事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (口数)	評 価 額 (円)	備考
投資信託 受益証券	PIMCOバミューダ 変動利付日本国債 U.S.ストラテジー・ファンド	218,081	2,143,954,311	
	PIMCOバミューダ 変動利付日本国債 フォーリン・ストラテジー・ファンド	326,620	3,236,150,960	
合 計		544,701	5,380,105,271	

第2 信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当する事項はありません。

[次へ](#)

（参考情報）

ファンドは「PIMCOバミューダ変動利付日本国債U.S.ストラテジー・ファンド」および「PIMCOバミューダ変動利付日本国債フォーリン・ストラテジー・ファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、これらの投資信託受益証券です。これらの投資信託受益証券の状況は以下のとおりです。なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

PIMCOバミューダ変動利付日本国債U.S.ストラテジー・ファンドの内容

損益計算書

科 目	期 別	自 平成22年11月 1日 至 平成23年10月31日
		金 額（千米ドル）
投資収益		
利息（外国税控除後）		662
その他の収益		1
収益合計		663
費用		
利息費用		0
費用合計		0
投資純利益		663
実現 / 未実現純利益(損失)		
投資証券に係る実現純利益(損失)		4,183
先物契約、オプション及びスワップに係る実現純利益(損失)		(503)
外国通貨取引に係る実現純利益(損失)		(703)
投資証券に係る未実現純利益(損失)の変動額		(2,107)
先物契約、オプション及びスワップに係る未実現純利益(損失)の変動額		(174)
外貨建資産及び負債の換算に係る未実現純利益(損失)の変動額		99
純利益(損失)		795
運用の結果による資産の純増加(減少)額		1,458

組入れ資産の明細（平成24年9月10日現在）

通貨	種類	銘柄名	利率	券面総額	評価額	償還日	備考
米ドル	国債	U S TREASURY BILLS	0.21	2,600	2,596	2013/6/27	
		U S TREASURY BILLS	0.18	22	21	2013/7/25	
	エージェンシー債	DEXIA CR SA NY GOVT GTD FRN 144A	0.81	400	396	2013/3/5	
		INDUSTRIAL BANK OF KOREA NT 144A	3.75	300	317	2016/9/29	
		KHFC COVERED 144A	4.13	300	323	2015/12/15	
		KHFC COVERED REGS	4.13	250	269	2015/12/15	
		SBAP 2005-20J 1	5.09	141	159	2025/10/1	
		SBAP 2005-20B 1	4.63	44	49	2025/2/1	
		SBIC 2004-P10B 1 SEQ	4.75	14	15	2014/8/10	
		社債	STADSHYPOTEK AB COVERED FRN 144A	1.01	400	399	2013/9/30
	TRANSNEFT (TRANSCAPIT) SECURED REGS	7.70	300	316	2013/8/7		
	AMERICAN INTL GROUP 144A	3.75	200	204	2013/11/30		
	ANZ NATIONAL INTL NZ BK GTD 144A	6.20	200	207	2013/7/19		
	DAI-ICHI MUTUAL LIFE SRSUB REGS	5.73	200	206	2014/3/17		
	DOW CHEMICAL CO GLBL SR UNSEC	6.00	200	200	2012/10/1		

		UFJ FINANCE ARUBA AEC GLBL BK GTD	6.75	190	199	2013/7/15
		GATX FIN INC NT	6.00	150	167	2018/2/15
		BEAR STEARNS CO INC GLBL SR UNSEC	7.25	100	125	2018/2/1
		CITIGROUP INC NT	6.00	100	105	2013/12/13
		RCI BANQUE SA UNSEC 144A	2.33	100	97	2014/4/11
		STATE BANK INDIA LONDON NT FRN EMTN	2.60	100	97	2016/1/21
		MARSH & MCLENNAN COS INC	5.75	56	62	2015/9/15
		CITIGROUP INC GLBL SR UNSEC	4.45	50	54	2017/1/10
		ORIX CORP	5.00	50	53	2016/1/12
	モーゲージ債	CWHL 2005-HYB9 3A2A 12MLIB+175	2.59	277	224	2036/2/20
		CRGT 2005-2 A1 3MLIB+6	0.50	264	257	2037/8/14
		WBCMT 2006-WL7A A1 1MLIB+9 144A	0.33	199	192	2021/9/15
		FNW 2004-W12 1A1 WM31 WC6.26	6.00	167	187	2044/7/25
		SWAN 2006-1E A1 3MLIB+8 REGS	0.52	156	153	2037/5/12
		SMHL 2010-2E A1 3MLIB+120	1.66	146	146	2041/10/9
		CWHL 2005-R2 1AF1 1ML+34 144A	0.58	111	95	2035/6/25
		WAMU 2005-AR15 A1A1 1MLIB+26	0.50	88	78	2045/11/25
		CMLTI 2005-3 2A2A WM35 WC5.0453	2.68	69	69	2035/8/25
		FNGT 2004-T3 1A1 WM30 WC6.63	6.00	42	48	2044/2/25
		FSPC T-61 1A1 12MTA+140	1.52	41	42	2044/7/25
		FNR 2003-34 A1 WM29 WC7.54	6.00	29	33	2043/4/25
		CWALT 2006-HY12 A1 WM36 WC6.5154	5.44	28	29	2036/8/25
		MSSTR 2005-1 2A1 WM16 WC6.453	6.21	20	21	2017/9/25
		FNR 2005-120 NF 1MLIB+10	0.34	15	15	2021/1/25
		CWHL 2004-25 1A1 AS ARM 1MLIB+33	0.57	14	11	2035/2/25
		FH ARM #1B2315 1YRLIB+177.8 10.4	2.86	12	13	2035/9/1
		MRFC 2001-TBC1-A1 1MLIB+35	0.94	12	12	2031/11/15
		HVMLT 2003-1 A ARM WM33 WC5.1757	2.96	10	10	2033/5/19
		MLMI 2003-A2 1A1 ARM WM32 WC 5.263	2.54	9	10	2033/2/25
		FNR 1994-77 FB SEQ 1MLIB+150	1.75	9	9	2024/4/25
		FN ARM 802467 1YRLIB+178 10.23	2.53	9	9	2034/11/1
		CWHL 2004-16 PT 1MLIB+38 1A4A	0.62	8	5	2034/9/25
		SAMI 2004-AR1 1A2 AFC 1MLIBOR+35	0.94	6	6	2034/3/19
		FNR 1999-37 F 1MLIB+40	0.64	5	5	2029/6/25
		GNR 1999-30 FA 1MLIB+40	0.64	3	3	2029/4/16
		HVMLT 2003-3 2A2 AS 1MLIBOR+37	0.98	3	3	2034/2/19
	アセットバック債	CSFB 2003-8 5A1 SEQ WM31 WC7.750	6.50	2	2	2033/4/25
		LBMLT 2005-WL2 M1 1MLIB+47	0.71	179	174	2035/8/25
		SASC 2005-7XS 2A1A 1MLIB+150	1.73	134	123	2035/4/25
		ABFC 2004-OPT5 A1 1MLIB+35	0.59	95	75	2034/6/25
		FSPC T-32 A1 1ML +13BP	0.50	7	7	2031/8/25
		BSABS 2002-1 2A AFC 1MLIB+32	0.88	7	5	2034/12/25
		ARC 2002-BC4-A 1MOLIB+29	0.82	1	1	2032/7/25
		CITHE 2002-1 AV 1MLIB+29	0.82	0.237	0.235	2033/3/25
	CP	F H L M C DISC NT (RB)	0.00	1,200	1,199	2013/1/22
		F H L M C DISC NT (RB)	0.00	300	299	2013/1/3
	小計			10,163	10,239	
					(799,325)	
				千円	千円	
	日本円 国債	JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#45	0.41	350,000	361,652	2022/5/20
		JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#24	0.40	340,000	348,520	2018/9/20
		JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#36	0.02	280,000	276,466	2020/9/20
		JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#11	0.08	270,000	270,808	2016/3/21
		JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#29	0.00	250,000	248,157	2019/7/20
		JAPANESE GOVT BOND (2Y) #308	0.10	240,000	240,030	2013/9/15
		JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#19	0.00	200,000	200,967	2017/11/20
		JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#37	0.11	190,000	190,996	2020/11/20
		JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#48	0.66	170,000	180,794	2023/5/20
		JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#33	0.00	100,000	98,817	2020/3/20
		JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#10	0.00	90,000	90,516	2015/12/21
	地方債	PROVINCE OF QUEBEC GBL	1.60	20,000	20,175	2013/5/9
	エージェンシー債	JAPAN DEVELOPMENT BANK CO GTD GL	1.60	230,000	236,036	2014/6/20
		LANDWIRTSCHAFT RENTENBK EMTN	1.38	220,000	221,600	2013/4/25
		JAPAN FIN CORP MUNI ENT GLOBAL	1.35	210,000	213,053	2013/11/26
		KFW GOV GTD	1.35	200,000	203,330	2014/1/20
		EUROPEAN INVESTMENT BANK YEN SUP	1.25	150,000	150,792	2012/9/20
	小計			3,510,000	3,552,715	
				千英ポンド	千英ポンド	

英ポンド	社債	SMFG PREFERRED CAPITAL BD REGS	6.16	150	153	-
	モーゲージ債	NGATE 2007-3X A1 3MGBP+60	1.55	26	26	2050/12/15
小計				176	179	
					(22,450)	
ユーロ	エージェンシー債	FMS WERTMANAGEMENT GOV GTD FRN	0.46	800	800	2014/1/20
	社債	MORGAN STANLEY SR UNSEC FRN GMTN	0.92	100	88	2017/1/16
	モーゲージ債	STORM 2012-4 A1 3MEUR+75BP	0.00	200	200	2054/8/22
		ARRMF 2010-1A A2B 3MEUR+140 144A	1.75	150	152	2047/5/16
		PERMM 2011-1X 1A3 3MEUR+130	1.80	120	121	2042/7/15
		D MPL VIII A1 3MEUR+95	1.39	113	114	2047/7/25
		APLLO 2005-1E 2A 3MEUR+8	0.54	103	103	2036/5/5
		ARRMF 2011-1X A1B REGS 3MEUR+120BP	1.54	91	91	2047/11/19
		SAEC 9 A1 3MEUR + 95BP REGS	1.61	52	52	2092/9/23
		GRANM 2005-4 A5 3MEUR+10	0.33	35	34	2054/12/20
	アセットバック債	ECAR 2012-1 A 1MEUR + 125BP	1.36	100	100	2020/7/18
小計				1,866	1,859	
					(185,792)	
豪ドル	モーゲージ債	MEDL 2005-1G A2	3.78	136	135	2036/5/10
				136	135	
小計					(10,948)	
合計					千円 4,571,232	

(注1)データ提供元：PIMCO（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）

(注2)通貨種類毎の小計欄の（ ）内は邦貨換算金額（千円）で、現地2012年9月7日現在のデータを、WM Companyが提供する為替レート（1米ドル=78.060円、1英ポンド=125.106円、1ユーロ=99.924円、1豪ドル=81.046円）で邦貨換算したものです。

(注3)金額の単位未満は切り捨てています。

PIMCOバミューダ変動利付日本国債フォーリン・ストラテジー・ファンドの内容

損益計算書

科 目	期 別	自 平成22年11月 1日 至 平成23年10月31日
		金 額（千円ドル）
投資収益		
利息（外国税控除後）		1,007
その他の収益		4
収益合計		1,011
費用		
利息費用		1
費用合計		1
投資純利益		1,010
実現 / 未実現純利益(損失)		
投資証券に係る実現純利益(損失)		7,069
先物契約、オプション及びスワップに係る実現純利益(損失)		(275)
外国通貨取引に係る実現純利益(損失)		(1,339)
投資証券に係る未実現純利益(損失)の変動額		(3,991)
先物契約、オプション及びスワップに係る未実現純利益(損失)の変動額		(110)

外貨建資産及び負債の換算に係る 未実現純利益（損失）の変動額	199
純利益（損失）	1,553
運用の結果による資産の純増加（減少）額	2,563

組入れ資産の明細（平成24年9月10日現在）

通貨	種類	銘柄名	利率	券面総額	評価額	償還日	備考
米ドル	国債	U S TREASURY BILLS	0.14	4,728	4,725	2013/2/7	
		U S TREASURY BILLS	0.00	200	199	2013/2/14	
		U S TREASURY BILLS	0.18	32	31	2013/7/25	
	エージェンシー債	DEXIA CR SA NY GOVT GTD FRN 144A	0.81	600	595	2013/3/5	
		EXPORT-IMPORT BK KOREA	5.50	600	602	2012/10/17	
		KOREA DEVELOPMENT BANK GLBL SR NT	8.00	170	185	2014/1/23	
		KOREA DEVELOPMENT BANK GLBL SR UNSECUR	4.38	100	108	2015/8/10	
		SBAP 2005-20B 1	4.63	88	98	2025/2/1	
		SBIC 2004-P10B 1 SEQ	4.75	14	15	2014/8/10	
	社債	BANCO SANTANDER BRAZ CI NT FRN 144A	2.57	300	294	2014/3/18	
		CITIGROUP INC NT	6.00	300	316	2013/12/13	
		ANZ NATIONAL INTL NZ BK GTD 144A	6.20	200	207	2013/7/19	
		DAI-ICHI MUTUAL LIFE SRSUB REGS	5.73	200	206	2014/3/17	
		UFJ FINANCE ARUBA AEC GLBL BK GTD	6.75	180	188	2013/7/15	
		BANCO SANTANDER BRASIL SR UNSEC 144A	4.25	150	153	2016/1/14	
		BEAR STEARNS CO INC GLBL SR UNSEC	7.25	150	188	2018/2/1	
		CITIGROUP INC GLBL SR UNSEC	4.45	150	162	2017/1/10	
		MERRILL LYNCH & CO NT	6.88	150	176	2018/11/15	
		GATX FIN INC NT	6.00	100	111	2018/2/15	
		STATE BANK INDIA LONDON NT FRN EMTN	2.60	100	97	2016/1/21	
		TNK-BP FINANCE SA BD REGS	7.25	100	121	2020/2/2	
		MARSH & MCLENNAN COS INC	5.75	74	82	2015/9/15	
		ORIX CORP	5.00	30	32	2016/1/12	
	モーゲージ債	CRGT 2007-1 A1 3MLIB+6	0.52	200	194	2038/4/19	
		MLCC 2005-2 3A 1MLIB+100	1.25	177	166	2035/10/25	
		COMM 2006-CN2A A2FL 1ML+22 144A	0.45	149	145	2019/2/5	
		CMLTI 2005-3 2A2A WM35 WC5.0453	2.68	138	138	2035/8/25	
		WAMU 2005-AR13 A1A 1MLIB+29	0.53	116	103	2045/10/25	
		FSPC T-61 1A1 12MTA+140	1.52	69	71	2044/7/25	
		FNR 2007-73 A1 1MLIB+6	0.30	47	45	2037/7/25	
		CWALT 2006-HY12 A1 WM36 WC6.5154	5.44	38	39	2036/8/25	
		SARM 2004-4 3A2 ARM WM34 WC5.38	2.83	36	34	2034/4/25	
		MSSTR 2005-1 2A1 WM16 WC6.453	6.21	34	36	2017/9/25	
		CWHL 2004-25 1A1 AS ARM 1MLIB+33	0.57	28	23	2035/2/25	
		CWHL 2005-R2 1AF1 1ML+34 144A	0.58	27	23	2035/6/25	
		CSFB 2003-AR20 2A1 ARM WM33 WC5.0408	2.70	21	22	2033/8/25	
		WAMU 2002-AR2 A D11COF+125BP	2.37	21	21	2034/2/27	
		FNR 1994-77 FB SEQ 1MLIB+150	1.75	18	19	2024/4/25	
		MRFC 2001-TBC1-A1 1MLIB+35	0.94	18	18	2031/11/15	
		HVMLT 2003-1 A ARM WM33 WC5.1757	2.96	16	16	2033/5/19	
		SARM 2004-1 4A1 WM34 WC5.5718 ARM	2.78	13	13	2034/2/25	
		FN ARM 802467 1YRLIB+178 10.23	2.53	9	9	2034/11/1	
		GSR 2003-1 A2 1YRCMT+175	1.92	8	8	2033/3/25	
		FNR 1999-37 F 1MLIB+40	0.64	7	7	2029/6/25	
		WAMU 2003-AR5 A7 ARM WM33 WC 4.9155	2.45	7	7	2033/6/25	
		SAMI 2004-AR1 1A2 AFC 1MLIBOR+35	0.94	6	6	2034/3/19	
		GNR 1999-30 FA 1MLIB+40	0.64	6	6	2029/4/16	
		CSFB 2003-8 5A1 SEQ WM31 WC7.750	6.50	3	3	2033/4/25	
		HVMLT 2003-3 2A2 AS 1MLIBOR+37	0.98	3	3	2034/2/19	
	アセットバック債	FSPC T-32 A1 1ML +13BP	0.50	12	11	2031/8/25	
		BSABS 2002-1 2A AFC 1MLIB+32	0.88	7	5	2034/12/25	
		ARC 2002-BC4-A 1MOLIB+29	0.82	1	1	2032/7/25	
		RAMC 2002-2-A 1MOLIB+35	0.94	0.265	0.214	2032/8/25	
		CITHE 2002-1 AV 1MLIB+29	0.82	0.237	0.235	2033/3/25	
				9,965	10,110		

小計					(789,211)		
日本円			千円	千円			
日本円	国債	JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#45	0.41	550,000	568,310	2022/5/20	
		JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#29	0.00	500,000	496,315	2019/7/20	
		JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#24	0.40	460,000	471,527	2018/9/20	
		JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#19	0.00	370,000	371,789	2017/11/20	
		JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#36	0.02	360,000	355,456	2020/9/20	
		JAPANESE GOVT BOND (2Y) #308	0.10	340,000	340,043	2013/9/15	
		JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#11	0.08	330,000	330,988	2016/3/21	
		JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#48	0.66	330,000	350,954	2023/5/20	
		JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#37	0.11	280,000	281,468	2020/11/20	
		JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#33	0.00	180,000	177,871	2020/3/20	
		JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#10	0.00	100,000	100,573	2015/12/21	
		地方債	PROVINCE OF QUEBEC GBL	1.60	40,000	40,350	2013/5/9
		エージェンシー債	LANDWIRTSCHAFT RENTENBK EMTN	1.38	391,000	393,844	2013/4/25
			KFW GOV GTD	1.35	380,000	386,327	2014/1/20
			JAPAN FIN CORP MUNI ENT GLOBAL	1.35	360,000	365,234	2013/11/26
			EUROPEAN INVESTMENT BANK YEN SUP	1.25	320,000	321,691	2012/9/20
			JAPAN DEVELOPMENT BANK CO GTD GL	1.60	260,000	266,823	2014/6/20
AUST & NZ BANKING GR FRN SAMURAI GOV GT	0.88		100,000	100,775	2014/2/10		
社債	NUCLEAR ENERGY HOLDINGS FRN		1.04	20,000	19,693	2013/3/15	
小計				5,671,000	5,740,038		
英ポンド	社債		MUFG CAPITAL FIN 5 LTD BD	6.30	100	106	-
			モーゲージ債	GFUND 2011-1 A2 3MGBP + 145BP	2.22	100	99
		小計			200	206	
小計				(25,816)			
ユーロ	エージェンシー債	FMS WERTMANAGEMENT GOV GTD FRN	0.46	1,100	1,100	2014/1/20	
		社債	RESONA BANK LTD FRN REGS	4.13	360	358	-
		GOLDMAN SACHS GROUP INC GBL FRN	0.77	200	183	2017/1/30	
	モーゲージ債	GOLDMAN SACHS GROUP INC SR UNSEC FRN	0.67	100	93	2016/5/23	
		HMI 2010-1X A3 3MEUR+140	1.90	400	403	2054/10/15	
		HMI 2011-1X A3 3MEUR + 135BP REGS	1.85	300	303	2054/10/15	
		PERMM 2011-1X 1A3 3MEUR+130	1.80	300	303	2042/7/15	
		APLLO 2005-1E 2A 3MEUR+8	0.54	103	103	2036/5/5	
		ARENA 2011-1 A1 3MEUR+105	1.71	66	67	2042/12/17	
		WST 2007-1G A2B 3MEUR+7 REGS	0.40	65	63	2038/5/21	
	アセットバック債	GFUND 2011-1 A1B 3MLIB+130	1.75	27	27	2047/4/24	
		VALHALLA II SA FRN	1.04	400	398	2013/6/28	
		BUMP 2012-5 A1 1MEUR+120BP	1.33	100	100	2022/6/20	
ECAR 2012-1 A 1MEUR + 125BP	1.36	100	100	2020/7/18			
小計			3,623	3,606			
小計				(360,352)			
豪ドル	社債	SOCIETE GENERALE SR UNSEC FRN	5.03	400	388	2014/10/20	
		モーゲージ債	CET 2006-1E A2 1MBBSW+14	3.77	114	111	2038/2/16
		PUMA P10 AA 1MAUD+26 REGS P10	4.12	51	50	2036/7/12	
		SMHL 2005-2 A BBSW1M+17 REGS	3.95	44	44	2036/8/12	
		小計			610	594	
小計				(48,205)			
合計				千円			
				6,963,625			

(注1) データ提供元：PIMCO（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）

(注2) 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は邦貨換算金額（千円）で、現地2012年9月7日現在のデータを、WM Companyが提供する為替レート（1米ドル=78.060円、1英ポンド=125.106円、1ユーロ=99.924円、1豪ドル=81.046円）で邦貨換算したものです。

(注3) 金額の単位未満は切り捨てています。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成24年9月28日現在)

資産総額	5,341,242,935円
負債総額	101,857,501円
純資産総額（ - ）	5,239,385,434円
発行済口数	5,432,204,070口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9645円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の手續等

ファンドの受益権は、振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

作成いたしません。

(3) 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

(4) 譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

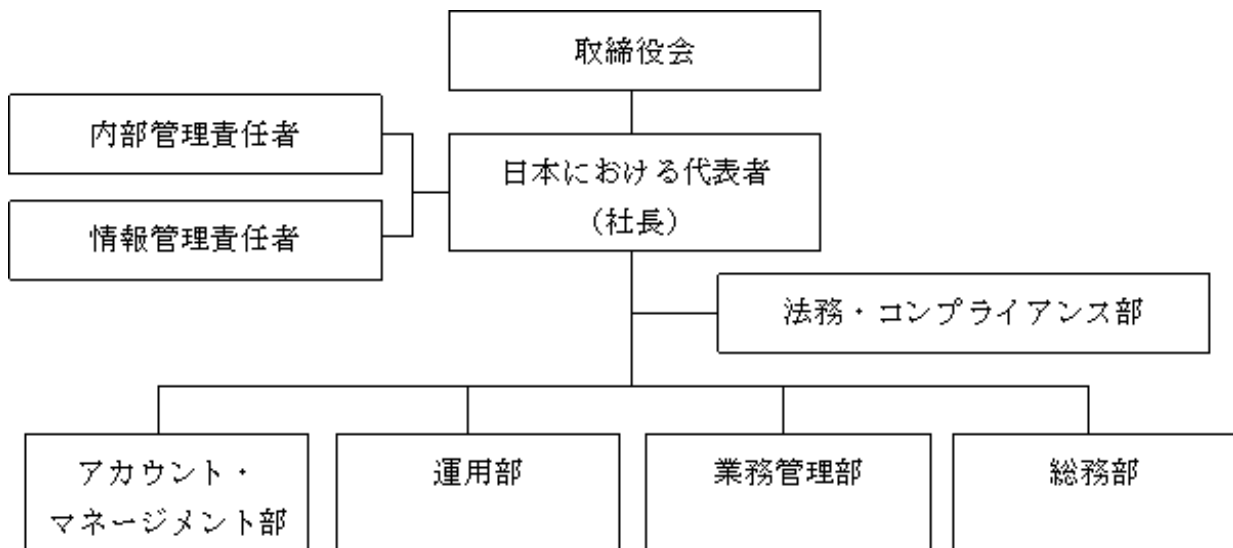
1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成24年9月30日現在	資本金	13,411,674.44米ドル (約10.4億円)
	発行株式総数	13,000,000株
	発行済株式総数	13,000,000株
直近5年間における主な資本金の額の増減：		該当事項なし

(2) 委託会社の機構

組織図



組織各部の業務内容

部	担当業務
アカウント・マネージメント部 (年金・法人チーム)	年金基金・機関投資家等への営業 運用の報告 関係会社の資産運用業務に関する情報提供・コンサルティング 業務及び委託業務 等
アカウント・マネージメント部 (投信チーム)	投資信託に係る商品の企画・立案 投資信託の販売会社等との渉外・連絡 投資信託の募集・販売の推進及び広報活動 運用の報告 関係会社の資産運用業務に関する情報提供・コンサルティング 業務及び委託業務 等
運用部	投資運用業に係る信託財産の運用の立案・実施 運用手法・運用モデルの研究・開発 投資運用のための調査 投資助言の提供 リスク管理業務 等

業務管理部	官庁・協会等への報告 受託銀行との渉外・連絡 投資信託の受益権の管理 投資信託の設定・解約・償還に係る業務 信託財産の計理、帳簿書類の作成・管理 売買発注管理業務 等
法務・コンプライアンス部	法令等遵守体制の監督・指導 官庁・協会等との渉外・連絡及び申請・届出・報告 営業用資料等のレビュー 金融商品取引業に係る契約の締結 投資信託に係る有価証券届出書、目論見書、運用報告書等の作成 トレード・コンプライアンス及びポートフォリオ・コンプライアンスに係る業務 契約書及び法務関連書類の作成、交渉及び審査 内部監査に関する業務 等
総務部	経理に関する業務 総務に関する業務 人事に関する業務 情報システムに関する業務 等

管理体制

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は4名の取締役で構成されております。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

運用体制

当社は、PIMCO（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）との連携のもと、運用を行っております。具体的には、運用に関する各種調査および分析を行った上で、債券投資戦略を策定、かかる戦略に基づきポートフォリオの構築ならびに売買の執行を行っております。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等を行っております。

平成24年9月28日現在、委託会社の運用する証券投資信託の本数は合計19本（追加型株式投資信託19本）であり、純資産の総額は827,448百万円です。

3【委託会社等の経理状況】

(1)年次財務諸表

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令 第52号）により作成しております。
また、財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期事業年度（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）及び第16期事業年度（平成23年1月1日から平成23年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
3. 委託会社は、平成22年3月26日の取締役会の決議において、決算期を3月31日から12月31日に変更いたしました。これに伴い第15期事業年度は、平成22年4月1日から平成22年12月31日までの9ヶ月間となっております。

(2)中間財務諸表

1. 委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令 第52号）により作成しております。
また、中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期事業年度の中間会計期間（平成24年1月1日から平成24年6月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	平成22年12月31日現在		平成23年12月31日現在	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		4,871,206		5,273,415
前払費用		64,274		69,632
未収委託者報酬		313,918		305,099
未収運用受託報酬		2,607,225		3,018,393
未収投資助言報酬		79,888		55,183
未収収益		722,627		615,181
繰延税金資産		492,918		103,414
その他流動資産		844		384
流動資産計		9,152,903		9,440,704
固定資産				
有形固定資産				
建物	*1	151,641	*1	133,446
器具備品	*1	61,787	*1	71,032
有形固定資産計		213,429		204,479
無形固定資産				
電話加入権		688		688
ソフトウェア	*1	1,866	*1	1,897
無形固定資産計		2,554		2,586
投資その他の資産				
敷金保証金		171,847		162,878
預託金		1,600		1,600
繰延税金資産		478,575		498,519
投資その他の資産計		652,023		662,998
固定資産計		868,007		870,064
資産合計		10,020,911		10,310,768
負債の部				
流動負債				
預り金		17,545		49,610
未払金		187,038		57,155
未払手数料		2,692,793		2,328,275
未払費用		172,292		108,949
未払法人税等		665,764		443,283
未払消費税等		216,523		240,288
賞与引当金		843,490		42,257
その他流動負債		36,060		5,535
流動負債計		4,831,511		3,275,356
固定負債				
退職給付引当金		1,020,360		1,030,565
役員退職慰労引当金		371,063		488,068
固定負債計		1,391,423		1,518,634

負債合計		6,222,934		4,793,990
純資産の部				
株主資本				
資本金	* 2	1,596,975	* 2	1,596,975
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		2,201,001		3,919,801
利益剰余金計		2,201,001		3,919,801
株主資本計		3,797,977		5,516,777
純資産合計		3,797,977		5,516,777
負債・純資産合計		10,020,911		10,310,768

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	自 平成22年 4月 1日	至 平成22年12月31日	自 平成23年 1月 1日	至 平成23年12月31日
営業収益				
委託者報酬		665,233		910,282
運用受託報酬		10,099,717		16,039,618
投資助言報酬		164,169		150,224
その他営業収益		1,318,685		1,663,294
営業収益計		12,247,804		18,763,420
営業費用				
支払手数料		4,660,203		7,008,140
管理費		974,911		2,619,628
広告宣伝費		37,181		45,838
調査費		46,764		53,183
営業雑経費				
通信費		14,095		21,644
印刷費		4,301		6,317
協会費		7,705		9,529
諸会費		1,426		3,566
営業費用計		5,746,590		9,767,847
一般管理費				
給料				
役員報酬	* 1	641,101	* 1	1,643,679
給与・手当		568,816		883,059
賞与		402,754		268,152
賞与引当金繰入額		974,234		1,615,238
その他給与		56,133		58,423
法定福利費		61,922		95,069

福利厚生費	13,528	19,059
交際費	9,888	14,790
旅費交通費	49,746	71,400
租税公課	32,303	40,644
不動産賃借料	148,152	193,183
退職給付費用	138,223	232,107
退職金	95,029	1,776
役員退職慰労引当金繰入	53,176	115,659
固定資産減価償却費	28,141	37,180
消耗品費	11,331	16,360
支払報酬	129,601	24,666
採用費	21,976	32,975
諸経費	110,087	184,856
一般管理費計	3,546,149	5,548,284
営業利益	2,955,064	3,447,288
営業外収益		
受取利息	1,719	1,796
為替差益	102,476	2,533
雑収入	3,849	913
営業外収益計	108,044	5,244
経常利益	3,063,109	3,452,532
特別損失		
前期損益修正損	30,850	-
固定資産除却損	1,671	740
特別損失計	32,521	740
税引前当期純利益	3,030,588	3,451,792
法人税、住民税及び事業税	1,417,275	1,363,498
法人税等調整額	37,549	369,493
当期純利益	1,650,861	1,718,800

[次へ](#)

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	自 平成22年 4月 1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,596,975	1,596,975
当期末残高	1,596,975	1,596,975
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,813,589	2,201,000
当期変動額		
剰余金の配当	1,263,450	-
当期純利益	1,650,861	1,718,800
当期の変動額合計	387,411	1,718,800
当期末残高	2,201,000	3,919,801
株主資本合計		
当期首残高	3,410,565	3,797,977
当期変動額		
剰余金の配当	1,263,450	-
当期純利益	1,650,861	1,718,800
当期の変動額合計	387,411	1,718,800
当期末残高	3,797,977	5,516,777
純資産合計		
当期首残高	3,410,565	3,797,977
当期変動額		
剰余金の配当	1,263,450	-
当期純利益	1,650,861	1,718,800
当期の変動額合計	387,411	1,718,800
当期末残高	3,797,977	5,516,777

(注) 当社は英領ヴァージン諸島法に基づく法人であります。

重要な会計方針

項目	期別	前事業年度	当事業年度
		自 平成22年 4月 1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日

1 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 平成19年3月31日以前に取得したものの旧定額法によっております。 平成19年4月1日以降に取得したものの定額法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりです。 建物 10～15年 器具備品 4～8年 また、平成19年3月31日以前に取得したもののについては、従来の償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
2 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、翌期支給見込額の当期対応分を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額を退職給付引当金として計上しております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、規定に基づく期末要支給額を計上しております。</p>	<p>(1) 賞与引当金 同左</p> <p>(2) 退職給付引当金 同左</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 同左</p>
3 その他財務諸表作成のための重要な事項	<p>(1) 資本金の円換算 当社は英領ヴァージン諸島法に基づく法人であり、資本金は米国ドル建です。日本円を報告通貨とするにあたって、資本金は、日本支店への持込み時の為替レートにより円換算しております。なお、すべての事業活動は日本支店のみにて行われています。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。</p>	<p>(1) 資本金の円換算 同左</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 同左</p>

	<p>(3) 決算期の変更に関する事項</p> <p>当社は平成22年3月26日の取締役会の決議において、決算期（事業年度末）を3月31日より12月31日に変更しております。この変更は親会社であるAllianz Global Investors of America L.P.の決算期が12月31日であることを勧告し、効率的な業務執行を行う為の変更であります。</p> <p>なお、当事業年度は平成22年4月1日から平成22年12月31日までの9ヶ月決算となっております。</p>	<p>(3) 決算期の変更に関する事項</p> <p>該当事項はありません。</p>
--	--	--

会計方針の変更

<p>前事業年度</p> <p>自 平成22年 4月 1日</p> <p>至 平成22年12月31日</p>	<p>当事業年度</p> <p>自 平成23年 1月 1日</p> <p>至 平成23年12月31日</p>
<p>資産除去債務に関する会計基準</p> <p>当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準の適用指針21号 平成20年3月31日）を適用しております。</p> <p>この変更により当事業年度の損益に与える影響はありません。</p>	<p>該当事項はありません。</p>

表示方法の変更

<p>前事業年度</p> <p>自 平成22年 4月 1日</p> <p>至 平成22年12月31日</p>	<p>当事業年度</p> <p>自 平成23年 1月 1日</p> <p>至 平成23年12月31日</p>
<p>損益計算書</p> <p>前事業年度において営業費用の「支払手数料」に含めておりました「管理費」（前事業年度738,081千円）は、重要性が増したため、当事業年度においては、区分掲記することに変更しました。</p>	<p>該当事項はありません。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

<p>前事業年度</p> <p>平成22年12月31日現在</p>	<p>当事業年度</p> <p>平成23年12月31日現在</p>
<p>*1 減価償却累計額 千円</p> <p>有形固定資産</p> <p>建物 77,224</p> <p>器具備品 112,931</p> <p>無形固定資産</p> <p>ソフトウェア 4,821</p>	<p>*1 減価償却累計額 千円</p> <p>有形固定資産</p> <p>建物 96,458</p> <p>器具備品 107,578</p> <p>無形固定資産</p> <p>ソフトウェア 5,755</p>

*2 授権株式数及び議決権の総数	株	*2 授権株式数及び議決権の総数	株
授権株式数	13,000,000	授権株式数	13,000,000
議決権の総数	13,000,000	議決権の総数	13,000,000
資本金の米国ドル額	13,411,674.44ドル	資本金の米国ドル額	13,411,674.44ドル

(損益計算書関係)

前事業年度 自 平成22年 4月 1日 至 平成22年12月31日	当事業年度 自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日
*1 役員報酬の範囲額 当社は英領ヴァージン諸島法に基づく法人であり、役員報酬に限度額を設定しておりません。	*1 役員報酬の範囲額 同左

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 自 平成22年 4月 1日 至 平成22年12月31日	当事業年度 自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日												
1. 発行済株式に関する事項 株式の種類 普通株式（株） 13,000,000	1. 発行済株式に関する事項 株式の種類 普通株式（株） 13,000,000												
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。	2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。												
3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。	3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。												
4. 配当に関する事項	4. 配当に関する事項 該当事項はありません。												
<table border="1"> <tr> <td>決議</td> <td>平成22年11月16日 取締役会</td> </tr> <tr> <td>株式の種類</td> <td>普通株式</td> </tr> <tr> <td>配当金の総額（千円）</td> <td>1,263,450</td> </tr> <tr> <td>1株当たり配当額（円）</td> <td>97.18</td> </tr> <tr> <td>基準日</td> <td>平成22年 9月30日</td> </tr> <tr> <td>効力発生日</td> <td>平成22年11月16日</td> </tr> </table>	決議	平成22年11月16日 取締役会	株式の種類	普通株式	配当金の総額（千円）	1,263,450	1株当たり配当額（円）	97.18	基準日	平成22年 9月30日	効力発生日	平成22年11月16日	
決議	平成22年11月16日 取締役会												
株式の種類	普通株式												
配当金の総額（千円）	1,263,450												
1株当たり配当額（円）	97.18												
基準日	平成22年 9月30日												
効力発生日	平成22年11月16日												

(リース取引関係)

前事業年度 自 平成22年 4月 1日 至 平成22年12月31日	当事業年度 自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日
1. ファイナンス・リース取引 該当事項はありません。	1. ファイナンス・リース取引 該当事項はありません。
2. オペレーティング・リース取引	2. オペレーティング・リース取引

未経過リース料（解約不能のもの）		未経過リース料（解約不能のもの）	
1年以内	163,472 千円	1年以内	146,194 千円
1年超	435,925	1年超	548,230
合計	599,397 千円	合計	694,424 千円

(金融商品関係)

前事業年度 自 平成22年 4月 1日 至 平成22年12月31日	当事業年度 自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日																																																																																																																
<p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に関する取組方針 当社は、安全性と有利性を重視した運用を自己資金運用の基本方針としています。</p> <p>(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制 営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収のリスクは僅少と判断しております。また、未収収益は、同一の親会社を持つ会社への債権であり、回収に係るリスクは僅少であると判断しております。 営業債務である未払手数料、未払費用は、1年以内の支払期日であります。</p> <p>2. 金融商品の時価等に関する事項 平成22年12月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)現金・預金</td> <td>4,871,206</td> <td>4,871,206</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(2)未収委託者報酬</td> <td>313,918</td> <td>313,918</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(3)未収運用受託報酬</td> <td>2,607,225</td> <td>2,607,225</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(4)未収投資助言報酬</td> <td>79,888</td> <td>79,888</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(5)未収収益</td> <td>722,627</td> <td>722,627</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(6)敷金保証金</td> <td>171,847</td> <td>171,847</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>資産計</td> <td>8,766,711</td> <td>8,766,711</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(1)未払手数料</td> <td>2,692,793</td> <td>2,692,793</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(2)未払金</td> <td>187,038</td> <td>187,038</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(3)未払費用</td> <td>172,292</td> <td>172,292</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(4)未払法人税</td> <td>665,764</td> <td>665,764</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(5)未払消費税等</td> <td>216,523</td> <td>216,523</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>負債計</td> <td>3,934,410</td> <td>3,934,410</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項 (資産) (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬、(5) 未収収益 これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 (6) 敷金保証金 これらの時価については、敷金の性質および賃貸借契約の残存期間から帳簿価額にほぼ等しいため、当該帳簿価額によっております。</p>		貸借対照表計上額	時価	差額	(1)現金・預金	4,871,206	4,871,206	-	(2)未収委託者報酬	313,918	313,918	-	(3)未収運用受託報酬	2,607,225	2,607,225	-	(4)未収投資助言報酬	79,888	79,888	-	(5)未収収益	722,627	722,627	-	(6)敷金保証金	171,847	171,847	-	資産計	8,766,711	8,766,711	-	(1)未払手数料	2,692,793	2,692,793	-	(2)未払金	187,038	187,038	-	(3)未払費用	172,292	172,292	-	(4)未払法人税	665,764	665,764	-	(5)未払消費税等	216,523	216,523	-	負債計	3,934,410	3,934,410	-	<p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に関する取組方針 当社は、安全性と有利性を重視した運用を自己資金運用の基本方針としています。</p> <p>(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制 営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収のリスクは僅少と判断しております。また、未収収益は、同一の親会社を持つ会社への債権であり、回収に係るリスクは僅少であると判断しております。 営業債務である未払手数料、未払費用は、1年以内の支払期日であります。</p> <p>2. 金融商品の時価等に関する事項 平成23年12月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)現金・預金</td> <td>5,273,415</td> <td>5,273,415</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(2)未収委託者報酬</td> <td>305,099</td> <td>305,099</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(3)未収運用受託報酬</td> <td>3,018,393</td> <td>3,018,393</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(4)未収投資助言報酬</td> <td>55,183</td> <td>55,183</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(5)未収収益</td> <td>615,181</td> <td>615,181</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(6)敷金保証金</td> <td>162,878</td> <td>162,878</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>資産計</td> <td>9,430,149</td> <td>9,430,149</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(1)未払手数料</td> <td>2,328,275</td> <td>2,328,275</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(2)未払金</td> <td>57,155</td> <td>57,155</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(3)未払費用</td> <td>108,949</td> <td>108,949</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(4)未払法人税等</td> <td>443,283</td> <td>443,283</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(5)未払消費税等</td> <td>240,288</td> <td>240,288</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>負債計</td> <td>3,177,950</td> <td>3,177,950</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項 (資産) (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬、(5) 未収収益 これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 (6) 敷金保証金 これらの時価については、敷金の性質および賃貸借契約の残存期間から帳簿価額にほぼ等しいため、当該帳簿価額によっております。</p>		貸借対照表計上額	時価	差額	(1)現金・預金	5,273,415	5,273,415	-	(2)未収委託者報酬	305,099	305,099	-	(3)未収運用受託報酬	3,018,393	3,018,393	-	(4)未収投資助言報酬	55,183	55,183	-	(5)未収収益	615,181	615,181	-	(6)敷金保証金	162,878	162,878	-	資産計	9,430,149	9,430,149	-	(1)未払手数料	2,328,275	2,328,275	-	(2)未払金	57,155	57,155	-	(3)未払費用	108,949	108,949	-	(4)未払法人税等	443,283	443,283	-	(5)未払消費税等	240,288	240,288	-	負債計	3,177,950	3,177,950	-
	貸借対照表計上額	時価	差額																																																																																																														
(1)現金・預金	4,871,206	4,871,206	-																																																																																																														
(2)未収委託者報酬	313,918	313,918	-																																																																																																														
(3)未収運用受託報酬	2,607,225	2,607,225	-																																																																																																														
(4)未収投資助言報酬	79,888	79,888	-																																																																																																														
(5)未収収益	722,627	722,627	-																																																																																																														
(6)敷金保証金	171,847	171,847	-																																																																																																														
資産計	8,766,711	8,766,711	-																																																																																																														
(1)未払手数料	2,692,793	2,692,793	-																																																																																																														
(2)未払金	187,038	187,038	-																																																																																																														
(3)未払費用	172,292	172,292	-																																																																																																														
(4)未払法人税	665,764	665,764	-																																																																																																														
(5)未払消費税等	216,523	216,523	-																																																																																																														
負債計	3,934,410	3,934,410	-																																																																																																														
	貸借対照表計上額	時価	差額																																																																																																														
(1)現金・預金	5,273,415	5,273,415	-																																																																																																														
(2)未収委託者報酬	305,099	305,099	-																																																																																																														
(3)未収運用受託報酬	3,018,393	3,018,393	-																																																																																																														
(4)未収投資助言報酬	55,183	55,183	-																																																																																																														
(5)未収収益	615,181	615,181	-																																																																																																														
(6)敷金保証金	162,878	162,878	-																																																																																																														
資産計	9,430,149	9,430,149	-																																																																																																														
(1)未払手数料	2,328,275	2,328,275	-																																																																																																														
(2)未払金	57,155	57,155	-																																																																																																														
(3)未払費用	108,949	108,949	-																																																																																																														
(4)未払法人税等	443,283	443,283	-																																																																																																														
(5)未払消費税等	240,288	240,288	-																																																																																																														
負債計	3,177,950	3,177,950	-																																																																																																														

(負債)

(1) 未払手数料、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税、(5) 未払消費税

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

注2) 満期のある金銭債権の決算日後の償還予定額

千円

	1年以内	2年超 5年以内
(1)現金・預金	4,871,206	-
(2)未収委託者報酬	313,918	-
(3)未収運用受託報酬	2,607,225	-
(4)未収投資助言報酬	79,888	-
(5)未収収益	722,627	-
(6)敷金保証金	-	171,847
合計	8,594,864	171,847

(負債)

(1) 未払手数料、(2)未払金、(3)未払費用、(4)未払法人税等、(5)未払消費税等

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

注2) 満期のある金銭債権の決算日後の償還予定額

千円

	1年以内	2年超 5年以内
(1)現金・預金	5,273,415	-
(2)未収委託者報酬	305,099	-
(3)未収運用受託報酬	3,018,393	-
(4)未収投資助言報酬	55,183	-
(5)未収収益	615,181	-
(6)敷金保証金	-	162,878
合計	9,267,271	162,878

(有価証券関係)

前事業年度 自 平成22年 4月 1日 至 平成22年12月31日	当事業年度 自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 自 平成22年 4月 1日 至 平成22年12月31日	当事業年度 自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度 自 平成22年 4月 1日 至 平成22年12月31日	当事業年度 自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日
1.従業員に対する退職給付制度	1.従業員に対する退職給付制度
(1) 採用している従業員退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。小規模企業のため、退職給付債務に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を採用しています。	(1) 採用している従業員退職給付制度の概要 同左
(2) 退職給付債務に関する事項 (平成22年12月31日現在)	(2) 退職給付債務に関する事項 (平成23年12月31日現在)
千円	千円
退職給付債務 1,020,360	退職給付債務 1,030,565
退職給付引当金 1,020,360	退職給付引当金 1,030,565

(3) 退職給付費用に関する事項	千円	(3) 退職給付費用に関する事項	千円
退職給付費用	138,223	退職給付費用	232,107

(税効果会計関係)

前事業年度 自 平成22年 4月 1日 至 平成22年12月31日	当事業年度 自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳
流動資産 千円	流動資産 千円
繰延税金資産	繰延税金資産
未払費用否認額 104,661	未払費用否認額 52,317
賞与引当金否認額 343,216	賞与引当金否認額 17,195
未払事業税 51,333	未払事業税 37,141
減価償却超過額 181	減価償却超過額 -
会費損金不算入額 81	会費損金不算入額 81
繰延税金資産 小計 499,473	繰延税金資産 小計 106,734
評価性引当額 4,094	評価性引当額 2,080
繰延税金資産 合計 495,379	繰延税金資産 合計 104,654
繰延税金負債	繰延税金負債
フリーレント 2,460	フリーレント 1,239
繰延税金負債 合計 2,460	繰延税金負債 合計 1,239
繰延税金資産の純額 492,918	繰延税金資産の純額 103,414
固定資産	固定資産
繰延税金資産	繰延税金資産
退職給付引当金否認額 415,185	退職給付引当金否認額 367,294
役員退職慰労引当金否認額 150,986	役員退職慰労引当金否認額 173,948
ストックオプション 63,391	ストックオプション 131,225
繰延税金資産 小計 629,561	繰延税金資産 小計 672,467
評価性引当額 150,986	評価性引当額 173,948
繰延税金資産 合計 478,575	繰延税金資産 合計 498,519
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異は次の通りです。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異は次の通りです。
法定実効税率 40.69	法定実効税率 40.69
住民税均等割 0.06	住民税均等割 0.07
交際費等永久に損金に算入されない項目 4.51	交際費等永久に損金に算入されない項目 6.08
評価性引当金 0.33	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 2.76
その他 0.06	評価性引当金 0.61
税効果会計適用後の法人税等の負担率 45.53	その他 0.00
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 50.21
	3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正額

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法第117号）が公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることになりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は、平成25年1月1日から開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異については40.69%から38.01%に、平成28年1月1日から開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異については40.69%から35.64%に変更されます。

この税率の変更により、繰延税金資産の純額が70,638千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額の金額が同額増加しております。

（関連当事者との取引関係）

前事業年度（自 平成22年 4月 1日 至 平成22年12月31日）

(1) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社名	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権 等の所有 割合	関係当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	Pacific Investment Management Company LLC	アメリカ合衆国カリフォルニア州	636百万米ドル	投資運用業	0%	調査業務の委託及び受託、役員の兼任	兼業による収益(注1) 支払手数料(注1) 人件費の支払い(注2) 諸経費(注1)	1,318,685 4,512,921 4,723 77	未収収益 未払手数料 未払費用 賞与引当金	722,627 2,636,074 163,223 23,112

1. 関連当事者との取引は、すべて海外との取引であるため、消費税等は発生していません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 契約により定められた金額を基礎として決定しております。

(注2) 年初定められた金額を基礎として決定しております。

3. 親会社情報

Allianz Global Investors of America L.P.(非上場)

当事業年度（自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日）

(1) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社名	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権 等の所有 割合	関係当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	Pacific Investment Management Company LLC	アメリカ合衆国カリフォルニア州	778百万米ドル	投資運用業	0%	調査業務の委託及び受託、役員の兼任	兼業による収益(注1) 支払手数料(注1) 人件費の支払い(注2) 諸経費(注1)	1,663,294 6,672,037 58,448 73	未収収益 未払手数料 未払費用	615,181 2,278,320 108,949

1. 関連当事者との取引は、すべて海外との取引であるため、消費税等は発生していません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 契約により定められた金額を基礎として決定しております。

(注2) 年初定められた金額を基礎として決定しております。

3. 親会社情報

Allianz Asset Management of America L.P.(非上場)

（セグメント情報等）

前事業年度 自 平成22年 4月 1日 至 平成22年12月31日	当事業年度 自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日
セグメント情報 当社の報告セグメントは、「資産運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。	セグメント情報 当社の報告セグメントは、「資産運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報 (単位：千円)

	投資 信託	投資 一任	投資 助言	その他	合計
外部顧客への売上高	665,233	10,099,717	164,169	1,318,685	12,247,804

2. 地域ごとの情報 (単位：千円)

(1) 売上高

日本	米国	合計
10,929,119	1,318,685	12,247,804

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国、又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)

顧客の名称	売上高	関連するセグメント
Pacific Investment Management Company LLC	1,318,685	資産運用業

(報告セグメントごとの固定資産減損損失に関する情報)
当社の報告セグメントは、「資産運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)
該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)
該当事項はありません。

(追加情報)
当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報 (単位：千円)

	投資 信託	投資 一任	投資 助言	その他	合計
外部顧客への売上高	910,282	16,039,618	150,224	1,663,294	18,763,420

2. 地域ごとの情報 (単位：千円)

(1) 売上高

日本	米国	合計
17,100,126	1,663,294	18,763,420

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国、又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)

顧客の名称	売上高	関連するセグメント
Pacific Investment Management Company LLC	1,663,294	資産運用業

(報告セグメントごとの固定資産減損損失に関する情報)
当社の報告セグメントは、「資産運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)
該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 自 平成22年 4月 1日 至 平成22年12月31日		当事業年度 自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日	
1株当たり純資産額	292.15円	1株当たり純資産額	424.37円
1株当たり当期純利益	126.99円	1株当たり当期純利益	132.22円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 自 平成22年 4月 1日 至 平成22年12月31日	当事業年度 自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日

当期純利益(千円)	1,650,861	1,718,800
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,650,861	1,718,800
普通株式の期中平均株式数(株)	13,000,000	13,000,000

(重要な後発事象)

前事業年度 自 平成22年 4月 1日 至 平成22年12月31日	当事業年度 自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間

平成24年6月30日

資産の部		
流動資産		
現金・預金		6,057,434
前払費用		57,910
未収委託者報酬		137,446
未収運用受託報酬		2,871,054
未収投資助言報酬		48,296
未収収益		554,990
繰延税金資産		103,414
その他流動資産		19,238
流動資産計		9,849,785
固定資産		
有形固定資産		
建物	1	123,798
器具備品	1	66,883
有形固定資産計		190,682
無形固定資産		
電話加入権		688
ソフトウェア	2	1,579
無形固定資産計		2,268
投資その他の資産		
敷金保証金		165,668
預託金		1,600
繰延税金資産		498,519
投資その他の資産計		665,788
固定資産計		858,738
資産合計		10,708,523
負債の部		
流動負債		
預り金		39,136
未払金		41,540
未払手数料		2,590,266
未払費用		15,937
未払法人税等		867,908
未払消費税等	3	141,419
賞与引当金		717,258
その他流動負債		20,851
流動負債計		4,434,320
固定負債		
退職給付引当金		1,129,846
役員退職慰労引当金		560,993
固定負債計		1,690,840
負債合計		6,125,160
純資産の部		
株主資本		

資本金	1,596,975
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	2,986,387
利益剰余金計	2,986,387
株主資本計	4,583,363
純資産合計	4,583,363
負債・純資産合計	10,708,523

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間

自 平成24年1月 1日

至 平成24年6月30日

営業収益	
委託者報酬	435,775
運用受託報酬	8,145,531
投資助言報酬	55,799
その他営業収益	942,339
営業収益計	9,579,446
営業費用	
支払手数料	3,495,794
管理費	1,315,923
広告宣伝費	21,986
調査費	24,265
営業雑経費	
通信費	10,729
印刷費	1,315
協会費	2,000
諸会費	2,900
営業費用計	4,874,915
一般管理費	
給料	
役員報酬	920,109
給料・手当	425,984
賞与	84,710
賞与引当金繰入額	804,908
その他給料	47,823
法定福利費	48,159
福利厚生費	7,128
交際費	11,488
旅費交通費	28,155
租税公課	20,251
不動産賃借料	90,174
退職給付費用	104,332
役員退職慰労引当金繰入	72,071
固定資産減価償却費	19,131
消耗品費	9,095

1, 2

支払報酬		13,494
採用費		4,503
諸経費		105,183
一般管理費計		2,816,706
営業利益		1,887,824
営業外収益		
受取利息		719
為替差益		23,510
雑収入		197
営業外収益計		24,427
経常利益		1,912,252
特別損失		
固定資産除却損		763
特別損失計		763
税引前中間純利益		1,911,488
法人税、住民税及び事業税	3	835,402
中間純利益		1,076,085

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

当中間会計期間

自 平成24年1月 1日

至 平成24年6月30日

株主資本		
資本金		
当期首残高		1,596,975
当中間期末残高		1,596,975
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高		3,919,801
当中間期変動額		
剰余金の配当		2,009,500
中間純利益		1,076,085
当中間期変動額合計		933,415
当中間期末残高		2,986,387
株主資本合計		
当期首残高		5,516,777
当中間期変動額		
剰余金の配当		2,009,500
中間純利益		1,076,085
当中間期変動額合計		933,415
当中間期末残高		4,583,363
純資産合計		
当期首残高		5,516,777
当中間期変動額		
剰余金の配当		2,009,500

中間純利益	1,076,085
当中間期変動額合計	933,415
当中間期末残高	4,583,363

（注）当社は英領ヴァージン諸島法に基づく法人であります。

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

旧定額法（ただし、平成19年4月1日以降に取得したものは定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 10～15年

器具備品 4～8年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、従来の償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における自己都合要支給額を退職給付引当金として計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、規定に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

3. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

(1) 資本金の円換算

当社は英領ヴァージン諸島法に基づく法人であり、資本金は米国ドル建です。

日本円を報告通貨とするにあたって、資本金は、日本支店への持込み時の為替レートにより円換算しています。なお、すべての事業活動は日本支店のみにて行われています。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

追加情報

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

- 1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。
- | | |
|------------|-----------|
| 当中間会計期間 | |
| 平成24年6月30日 | |
| 建物 | 106,106千円 |
| 器具備品 | 102,968千円 |
- 2 無形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。
- | | |
|------------|---------|
| 当中間会計期間 | |
| 平成24年6月30日 | |
| ソフトウェア | 6,074千円 |
- 3 消費税等の取扱
 当中間会計期間末における仮受消費税等の金額から仮払消費税等の金額を控除した残額を、中間貸借対照表の流動負債に「未払消費税等」として計上しております。

（中間損益計算書関係）

- 1 有形固定資産の減価償却実施額は、次のとおりであります。
- | | |
|--------------|---------|
| 当中間会計期間 | |
| 自 平成24年1月 1日 | |
| 至 平成24年6月30日 | |
| 建物 | 9,647千円 |
| 器具備品 | 9,164千円 |
- 2 無形固定資産の減価償却実施額は、次のとおりであります。
- | | |
|--------------|-------|
| 当中間会計期間 | |
| 自 平成24年1月 1日 | |
| 至 平成24年6月30日 | |
| ソフトウェア | 318千円 |
- 3 法人税、住民税及び事業税
 当中間会計期間における税金費用については、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は、「法人税、住民税及び事業税」に含めております。

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自平成24年1月1日 至平成24年6月30日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	13,000,000	-	-	13,000,000
合計	13,000,000	-	-	13,000,000

2. 自己株式に関する事項
該当事項はありません。
3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。
4. 配当に関する事項

決議	平成24年4月27日取締役会
株式の種類	普通株式
配当金の総額（千円）	2,009,500
1株当たり配当額	154円58銭
基準日	平成23年12月31日
効力発生日	平成24年4月27日

（リース取引関係）

当中間会計期間（自平成24年1月1日 至平成24年6月30日）

1. ファイナンス・リース取引
該当事項はありません。
2. オペレーティング・リース取引
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	当中間会計期間 (平成24年6月30日)
1年以内	146,194千円
1年超	475,132千円
合計	621,326千円

（金融商品関係）

当中間会計期間（自平成24年1月1日 至平成24年6月30日）

平成24年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	6,057,434	6,057,434	-
(2) 未収委託者報酬	137,446	137,446	-
(3) 未収運用受託報酬	2,871,054	2,871,054	-
(4) 未収投資助言報酬	48,296	48,296	-
(5) 未収収益	554,990	554,990	-
(6) 敷金保証金	165,668	165,668	-
資産計	9,834,890	9,834,890	-
(1) 未払手数料	(2,590,266)	(2,590,266)	-
(2) 未払金	(41,540)	(41,540)	-
(3) 未払費用	(15,937)	(15,937)	-

(4) 未払法人税等	(867,908)	(867,908)	-
(5) 未払消費税等	(141,419)	(141,419)	-
負債計	(3,657,073)	(3,657,073)	-

負債に計上されているものについては、()で示しています。

注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(資産)

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬、(5)未収収益

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6)敷金保証金

これらの時価については、敷金の性質および賃貸借契約の残存期間から帳簿価額にほぼ等しいため、当該帳簿価額によっております。

(負債)

(1)未払手数料、(2)未払金、(3)未払費用、(4)未払法人税等、(5)未払消費税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(セグメント情報)

当中間会計期間（自平成24年1月1日 至平成24年6月30日）

1. セグメント情報

当社の報告セグメントは、「資産運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略してあります。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託	投資一任	投資助言	その他	合計
外部顧客への売上高	435,775	8,145,531	55,799	942,339	9,579,446

(2) 地域ごとの情報

1. 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略してあります。

2. 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略してあります。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

（報告セグメントごとの固定資産減損損失に関する情報）

当社の報告セグメントは、「資産運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	当中間会計期間 自 平成24年 1月 1日 至 平成24年 6月30日
1株当たり純資産額	352円57銭
1株当たり中間純利益金額	82円78銭

（注1）潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

（注2）1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当中間会計期間 自 平成24年 1月 1日 至 平成24年 6月30日
中間純利益金額（千円）	1,076,085
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	1,076,085
普通株式の期中平均株式数（株）	13,000,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
- (3) 通常の実行の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4) (5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 前記(3) (4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更の際には、取締役会または株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に関し、本書提出前1年以内において、訴訟事件その他会社に重要な影響を与えた事実および重要な影響を与えることが予想される事実は存在していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・名称 三菱UFJ信託銀行株式会社
- ・資本金の額 324,279百万円（平成24年9月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社>

- ・名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・資本金の額 10,000百万円（平成24年9月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

- ・名称 S M B C 日興証券株式会社
- ・資本金の額 10,000百万円（平成24年9月末日現在）
- ・事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

信託財産の管理・保管業務を行い、一部解約金および収益分配金ならびに償還金の委託会社への交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付を行います。

<再信託受託会社>

受託会社より信託財産の資産管理業務の委託を受け、信託財産の管理・保管、計算および基準価額の計算等を行います。

(2) 販売会社

販売会社として募集の取扱および販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金および収益分配金ならびに償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用することがあります。
- (2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。
- 委託会社の金融商品取引業者登録番号や設立年月日などの会社情報
 - ファンドの愛称および基本的性格など
 - 委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など
 - 委託会社のホームページの案内など
 - 目論見書の使用開始日
- (3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
- 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
 - 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
 - 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
 - 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
 - 「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という旨の記載。
 - 請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
 - 「信託約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
 - 有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。
 - 委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は当該事項の記載。
- (4) 目論見書に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
- ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。
 - ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されるため、ファンドが投資対象とする外国投資信託に対し他のファンドによる追加設定または一部解約等があり、当該外国投資信託において有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を受ける可能性がある旨の記載。
- (5) 請求目論見書の巻末に、用語解説等を掲載することがあります。
- (6) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」および「第二部 ファンド情報」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報に関する表形式による表示に加えて、グラフで表示した情報等を目論見書に添付することがあります。
- (7) 目論見書は、電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

「別紙」

変動利付日本国債とは？

変動利付日本国債は、その時々々の金利（基準金利）に連動して利子の額（利率）が変動する国債です。満期は15年であり、その基準金利は10年固定利付日本国債金利となります。

この変動利付日本国債の利率は、年2回の利払いの度に見直されます。利率の見直しにあたっては、その利子が支払われるおよそ半年前の基準金利*、すなわち半年前の10年固定利付日本国債の金利と各変動利付日本国債の入札時に決定される α **に基づいて行われ、「基準金利 $-\alpha$ 」という公式を用いて算出されます。ただし、利率の下限は0%***となります。

- * 基準金利:変動利付日本国債の利率決定直前に行われる10年固定利付日本国債の入札時における平均落札価格を基に算出されます。
- ** α :各銘柄の発行時に決定され、その値は満期まで変わりません。
- *** 変動利付日本国債の利率:0.01%刻みで決定され、下限は0%です。

【変動利付日本国債の仕組み:利率の決定方法(概念図)】



※上記は変動利付日本国債の利率決定の仕組みの理解を深めるために作成した仮定に基づく概念図で、実際の投資とは異なります。また、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

変動利付日本国債の値動きの特徴

一般に変動利付日本国債の値動きは、金利の変化と利回り曲線の形状の変化によって次のような傾向が見られます。

金利の変化による値動きの特徴

一般に、長期金利の上昇時は価格が上昇し、長期金利の低下時には価格が下落する傾向があります。

利回り曲線の形状の変化による値動きの特徴

一般に変動利付日本国債は、利回り曲線の長短金利差の拡大時には価格が上昇し、長短金利差の縮小時には価格が下落する傾向があります。

ファンドの運用体制

ファンドの運用は、ビムコジャパンリミテッドの運用部が中心となり、運用に関する各種調査および分析、投資戦略の策定のプロセスを通じて、2本の外国投資信託の資産配分の決定を行います。ビムコジャパンリミテッドは、PIMCOグループの日本における拠点です。

投資対象の2本の外国投資信託（PIMCOバミューダ変動利付日本国債U.S.ストラテジー・ファンド、PIMCOバミューダ変動利付日本国債フォーリン・ストラテジー・ファンド）は、PIMCOが運用します。



<PIMCOの運用体制>



PIMCO (Pacific Investment Management Company LLC) について

40年の歴史と

世界の投資家からの信頼に裏付けられた実績



(写真左) ビル・グロス
共同最高投資責任者 創始者の一人

(写真右) モハメド・エラリアン
最高経営責任者 兼
共同最高投資責任者

- 債券専門の運用会社として1971年に設立
- 債券運用の分野において世界最大級を誇る運用規模
- PIMCOグループ全体での運用資産は約150兆円*、うち顧客資産（関係会社受託分を除く）は約121兆円*
- 米国をはじめ、東京、ロンドン、ミュンヘン、シドニー、シンガポール、トロント、香港等を拠点としてグローバルにビジネスを展開
- 共同最高投資責任者および創始者の一人であるビル・グロスは執筆多数、多くのメディアが債券運用における功績を称賛
「債券王」ウォールストリートジャーナル 2002年
「世界中で最も有力な債券マネジャー」ロイター 2002年
「間違いなく過去30年で最も優れた債券ファンドマネジャー」フォーブス誌 2002年
- 円債運用において外部より高い評価**
「運用実績賞[日本債券]」アジア・インベスター誌 2004年、2008年、2010年、2011年***
「最優秀ファンド賞」リップラー・ファンド・アワード・ジャパン/2012
受賞部門：債券型 日本円（評価期間3年）
受賞ファンド：ビムコ変動利付日本国債ファンド クラスα

* WMロイターレート1米ドル=77.800円で換算 2012年9月末現在

** 当該運用評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

*** 受賞の対象年となります。

独立監査人の監査報告書

平成23年3月22日

ピムコジャパンリミテッド

日本における代表者 高野 真 殿

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 安藤 通教

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピムコジャパンリミテッドの平成22年4月1日から平成22年12月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピムコジャパンリミテッドの平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年11月7日

ピムコジャパンリミテッド
日本における代表者 高野 真 殿

あらた監査法人
指定社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピムコ変動利付日本国債ファンド クラス の平成24年3月13日から平成24年9月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピムコ変動利付日本国債ファンド クラス の平成24年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ピムコジャパンリミテッド及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年3月19日

ピムコジャパンリミテッド

日本における代表者 高野 真 殿

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 安藤 通教

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピムコジャパンリミテッドの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピムコジャパンリミテッドの平成23年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年9月28日

ピムコジャパンリミテッド

日本における代表者 高野 真 殿

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 安藤 通教

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているピムコジャパンリミテッドの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第17期事業年度の中間会計期間（平成24年1月1日から平成24年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ピムコジャパンリミテッドの平成24年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成24年1月1日から平成24年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。